

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

産業建設委員会会議録

令和 8 年 2 月 2 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|---|--|
| 1 | 開会年月日 | 令和8年2月26日(木) | |
| 2 | 開会場所 | 議会第1会議室 | |
| 3 | 出席者
(8人) | 委員長 小坂 義久
委員 村上 浩一郎
委員 青鹿 公男
委員 高森 喜美子 | 副委員長 大浦 美鈴
委員 松村 智成
委員 中嶋 恵
議長 石川 義弘 |
| 4 | 欠席者
(0人) | | |
| 5 | 委員外議員
(0人) | | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
技 監
文化産業観光部長
文化振興課長
大河ドラマ活用推進担当課長
観光課長
産業振興担当部長
産業振興課長
都市づくり部長
都市づくり部参事
都市計画課長
地域整備第一課長
地域整備第二課長
地域整備第三課長
建築課長
住宅課長
都市づくり部副参事
土木担当部長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
梶 靖 彦
赤 星 健 太 郎
上 野 守 代
川 口 卓 志
(文化振興課長 兼務)
横 倉 亨
(文化産業観光部長 兼務)
三 澤 一 樹
寺 田 茂
坂 本 秀 昭
反 町 英 典
長 廣 成 彦
門 倉 和 広
行 天 寿 朗
松 崎 晴 生
浅 見 晃
小 河 真 智 子
原 島 悟 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

交通対策課長	清水良登
道路管理課長	三宅哲郎
土木課長	高杉孝治
公園課長	村松克尚
文化産業観光部参事（産業振興事業団）	
	（産業振興担当部長 兼務）
文化産業観光部副参事（産業振興事業団・事務局次長）	
	久我洋介
文化産業観光部副参事（産業振興事業団・経営支援課長）	
	（事務局次長 事務取扱）

7 議会事務局	事務局長	鈴木慎也
	事務局次長	櫻井敬子
	議事調査係長	吉田裕麻
	議会担当係長	女部田孝史
	書記	塚本隆二

8 案件

審議調査事項

案件第1 第11号議案 東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例

案件第2 第31号議案 東京都台東区特別区道における道路構造の技術的基準に関する
条例の一部を改正する条例

案件第3 第33号議案 東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

案件第4 特定事件の継続調査について

理事者報告事項

【文化産業観光部】

1. 補正予算について資料1	文化振興課長
2. 令和8年度予算について資料2	文化振興課長

【産業振興担当】

1. 中小企業振興センター大規模改修について資料3	産業振興課長
2. 中小企業支援の充実について資料4	産業振興課長

【都市づくり部】

1. 補正予算について資料5	都市計画課長
-------------	----------	--------

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

2 . 令和 8 年度予算について	資料 6	都市計画課長
3 . 公民連携まちづくりの更なる推進について	事前資料 1	都市計画課長
4 . 台東区景観計画について	事前資料 2	都市計画課長
5 . 台東区駐車場整備計画について	事前資料 3	都市計画課長
6 . 鶯谷駅周辺地区まちづくり推進について	資料 7	都市計画課長
7 . 公民連携さわやかトイレ整備費等助成の実施について	資料 8	都市計画課長
8 . 3 D 都市モデルの活用等について	資料 9	都市づくり部副参事
9 . 上野地区まちづくり推進について	資料 1 0	地域整備第一課長
1 0 . 国立西洋美術館周辺における良好な景観形成の推進について	資料 1 1	地域整備第一課長
1 1 . 浅草地区まちづくり推進について	事前資料 4	地域整備第二課長
1 2 . 雷門通りにおける社会実験の実施結果について	資料 1 2	地域整備第二課長
1 3 . 北部地区まちづくり推進の取組について	資料 1 3	地域整備第二課長
1 4 . 北部地区防災性向上の推進事業の延長について	資料 1 4	地域整備第二課長
1 5 . 密集住宅市街地整備促進事業の取組について	資料 1 5	地域整備第三課長
1 6 . 台東区耐震改修促進計画の改定について	資料 1 6	建築課長
1 7 . 緊急輸送道路沿道建築物における耐震改修工事等に対する助成制度の拡充について	資料 1 7	建築課長
1 8 . 建築計画概要書等の自動交付環境整備について	資料 1 8	建築課長
1 9 . 良質な集合住宅の供給と住環境の形成に向けた取組について	資料 1 9	住宅課長
2 0 . 東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例及び東京都台東区定住基金条例の廃止 について	資料 2 0	住宅課長
【土木担当】		
1 . 道路愛称名の認定について	資料 2 1	道路管理課長
2 . 無電柱化の推進について	資料 2 2	土木課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3．台東歩行者道（ペDESTリアンデッキ）連絡階段の補修について

.....資料2 3 土木課長

4．魅力ある公園の整備及びさわやかトイレ整備について

.....資料2 4 公園課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前10時00分開会

委員長（小坂義久） ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

委員長 初めに、区長から挨拶があります。

服部征夫 区長 おはようございます。よろしく申し上げます。

委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしく願いいたします。

委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 初めに、案件第1、第11号議案、東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、都市づくり部の3番、公民連携まちづくりの更なる推進について及び都市づくり部の20番、東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例及び東京都台東区定住基金条例の廃止についてが関連いたしますので、説明と一緒に一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第11号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 それでは、第11号議案、東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例、都市づくり部の報告事項3、公民連携まちづくりの更なる推進について及び都市づくり部の報告事項20、東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例及び東京都台東区定住基金条例の廃止についてご説明させていただきます。

初めに、公民連携まちづくりの更なる推進についてです。

恐れ入ります、事前資料1をご覧ください。本件は、令和7年2月の本委員会で条例の骨子案についてご報告させていただいた案件でございます。条例骨子案をご報告してから1年ほど経過してございますが、この間、パブリックコメントの実施に加え、有識者懇談会、都市計画審議会での検討を重ねてまいりました。特に地区まちづくりルールの実効性や建築構想に対する意見聴取の在り方などについて、制度としての整理に時間を要しましたが、本日は、それら

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を踏まえた条例案として、制定についてご決定をお願いするものでございます。

項番1、パブリックコメントの実施結果についてです。

恐れ入ります、別添資料をご覧ください。本条例の骨子につきましては、令和7年3月5日から26日までパブリックコメントを実施し、3名の方から19件のご意見をいただきました。内容につきましては、登録まちづくりグループや認定まちづくり団体、地区まちづくりルールなどに関するものでございました。これらいただきましたご意見につきましては、条例の考え方を変更するに至るものがございませんでしたので、修正は行ってございません。

詳細につきましては、別紙を後ほどご覧いただければと存じます。

恐れ入ります、資料本編へお戻りください。項番2、その他の意見聴取です。(1)有識者懇談会です。令和7年4月に有識者懇談会を実施し、認定まちづくり団体の運営や地区まちづくりルールの運用には専門的知見による支援が重要であるとのご意見をいただきました。ご意見を踏まえた対応としまして、運用面で専門家派遣などの支援を行うこととしております。

(2)都市計画審議会です。都市計画審議会につきましては、令和7年3月、7月、11月の計3回にわたり、条例案の骨子及び条例案についてご議論をいただきました。主な内容は、地区まちづくりルールの実効性やハード面ルールの継続性を確保するための区の在り方、建築構想への意見提出の機会及び用途地域の特性を踏まえた届出規模の考え方などについてご意見をいただいたところでございます。こちらにつきましては、条例案のほうに反映をいたしております。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番3、条例案の概要についてです。(1)目的、(2)基本理念、(3)責務、こちらの3項目につきましては、公民連携によるまちづくりを基本に、区、区民等、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、地域特性に応じた市街地形成を進めていくという考え方を第1章にまとめて規定してございます。

(4)区の子な施策についてです。としまして、多様な主体による公民連携のまちづくりを具体的に進めるため、登録まちづくり活動グループ及び認定まちづくり団体の位置づけを明記しております。また、認定まちづくり団体が行うことができる地区まちづくり方針の原案の提案や、自主的な地区まちづくりルールの認定制度を設け、地域の主体的な取組を制度として位置づけ、第2章に規定しております。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。といたしまして、公民連携まちづくり活動の推進をするため、知識の普及や人材育成、情報提供や相談員や専門家の派遣、交流機会の提供、補助制度など、区が行うべき取組を第3章に規定してございます。

(5)適切な土地利用の実現についてです。大規模な建築物等を計画する事業者に対し、事前の届出と指導、助言を行うことで、地域特性やまちづくり方針を踏まえた土地利用を早い段階から誘導する仕組みを第4章に位置づけてございます。

(6)まちづくり審議会についてです。公民連携まちづくりの適切な推進に向けて、専門的かつ客観的な立場からご意見をいただくため、区長の附属機関としてまちづくり審議会を設置

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いたします。

これらの規定により、区が地域の取組を支えながら、区民等や事業者との公民連携を通じて、各地域の特性に応じたまちづくりが区内各地で展開していくことを目指してまいります。

項番4、今後の予定です。条例は、周知期間を経た上で、4月1日より第4章を除いて施行を行い、10月1日より第4章を含め全面施行を行う予定でございます。

公民連携まちづくりの更なる推進についてのご説明は以上でございます。

委員長 住宅課長。

浅見晃 住宅課長 次に、東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例及び東京都台東区定住基金条例の廃止についてご説明いたします。

資料20をご覧ください。項番1、条例の概要です。(1)定住まちづくりに関する基本条例は、定住人口及び適正な人口構成を確保するという目標を掲げ、定住促進施策について積極的な展開を図るため制定いたしました。

(2)定住基金条例は、定住促進対策を推進するための基金を設置し、その管理及び処分について定めるため制定いたしました。

項番2、廃止の理由です。(1)定住まちづくりに関する基本条例について、国においては、住生活基本法等の法制度が整備され、区においても都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン等の計画に基づく施策展開が定着していること、本条例の趣旨のうち、定住人口の確保や定住促進施策の積極的な展開を求める内容は、住宅施策の量から質への転換がなされている現在では適切ではなくなっていること、本条例における条項のうち、公民連携、事前協議、指導及び助言等については、先ほど説明がありましたまちづくりに係る総合的な条例に継承されること、以上が廃止の理由です。

また、(2)定住基金条例について、区の住宅施策は、定住人口の確保や定住促進の積極的な展開により、人口及び住宅数が増加したことで、量から質への転換がなされています。現在は、多様化している住まいや住環境に関するニーズへの対応に移行していること、また、この後説明いたします集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部改正において、当条例に大規模建築物建築指導要綱を集約します。それに伴い、当要綱に基づき、一定規模以上の建築を行う建築主に協力を求めていた住宅附置義務と定住協力金制度を廃止いたします。そのため、本条例も廃止するものでございます。

項番3、今後の予定は、記載のとおりです。

ご説明は以上です。

委員長 都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 続きまして、第11号議案、東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、条例案をご覧ください。本条例は、公民連携によるまちづくりの基本となる事項を定めるために制定するものでございます。条例は、第1条に目的、第2条に定義、以下、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

順に基本理念、区、区民等、事業者の責務など、36条の条文から成り立っております。

また、先ほど住宅課よりご説明いたしました東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例及び東京都台東区定住基金条例の廃止につきましては、附則にて規定しております。内容につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

第11号議案、東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例についてのご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、第11号議案及び報告事項についてご審議願います。

青鹿委員。

青鹿公男 委員 すみません、私は1点だけ、公民連携のまちづくりのところでお伺いいたします。

多分今現在、私の知っている限りでは11のまちづくり協議会があって、今進めていただいていると思いますが、今回の施策で新たに協議会が入るということで、例えば今の既存の協議会と接触とか、いろいろ意見の違いとかでやりづらくなったりはしないのかなという心配が1個と、あと1つは、今回のやつで多分いろいろなエリアがあると思うんですけど、1つのエリアには認定というのは1つですよという、2点、確認をお願いいたします。

委員長 都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 お答えいたします。今回新たにこの制度を設けることで、既存にある協議会さん、また、それ以外にも活動されている方がいらっしゃると思います。今回の条例につきましては、認定まちづくり団体と登録まちづくり活動グループということが新たに設定されるわけですが、現状の協議会さんのほうは、こちらのほうに登録もしくは認定の申請をしていただくことで、こちらのほうの条例のほうに位置づけられるというふうに考えてございますので、現状、協議会さんとして活動されている中で、こちらのほうにご申請いただければ、そのまま協議会としての活動は続けられるかなと思ってございます。

また、お二つ目のご質問でございました、1つの地域に複数の協議会や認定のまちづくり団体というお話でございますが、原則としましては、同一地域には1つの認定まちづくり団体としてございます。やはり地域を代表して、その地域のまちづくりを進めていく団体さんということで、区としては、基本的には、原則としては1つの団体さんでしていただくと思ってございます。恐らく、していく中では、複数の活動をされている団体さんがいらっしゃると思いますので、そこにつきましては、皆様と一緒に、1つの方向に向かった団体として、していただければなと思っております。

委員長 青鹿委員。

青鹿公男 委員 よく分かりました。ありがとうございます。

どんどんいろいろなところで検討していただいて、いろいろな意見を取り込んでいただければと思っております。

今お話ししましたとおり、登録まちづくり活動グループとか認定まちづくり団体とか、名称

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が結構、区民がごっちゃになるかもしれないんで、そのまま丁寧にご説明いただければと思います。要望で以上でございます。

委員長 要望でいいですね。

副委員長。

大浦美鈴 副委員長 すみません、私もちょっと1点確認させてください。登録のほうと認定のほうって、例えば相談員の無料派遣というのは同じだけれども、かかる経費に関しては、認定はお金出すけれど、登録はないよという感じですよ。

委員長 都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 副委員長ご指摘のとおり、登録のほうは、現在もしてございます。専門家派遣などは、現在、引き続き行おうと思っております。認定まちづくり団体につきましては、それに加えて団体のほうの活動費のほうは、これまで、今現状、詳細をつくっているところでございますが、支援のほうはしてまいりたいと思っております。

委員長 副委員長。

大浦美鈴 副委員長 例えば、登録は1地区に幾つもつくれるわけじゃないですか。最初、認定がもうあるから諦めて登録になったとする。そこから、やはり認定がいいというときの対応とか、あと、その1地区の範囲というのを最後にお聞かせください。

委員長 都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 お答えいたします。1つは、やはり新しく、例えば登録の団体さんが認定になりたいというふうにお話あった場合はですけども、先ほどとちょっと重複するところはございますけれども、まずは既にある認定のまちづくり団体さんと協議をしていただいて、一緒にその地域の同じ方向をもってまちづくりを進めていただきたいと思います。

強いて言いますと、今回、一定の更新の期間を設けようと思っております。正確に今ちょっとあれでございますが、10年ぐらいをめぐりに、まちづくり団体さんのほうは更新をと思っておりますので、その中でまた地区の入替え等もあるかと、ございますが、区といたしましては、やはりその地域では、まちづくりのほうは一回認定していただいた団体さんのところの地域については引き続きしていただきたいと思います。

また、もう1点ございました範囲でございますが、特段範囲というのは設けてございません。ですので、そこで一定規模でしていく中で皆様のまちづくりを進めていく、やはり台東区のほうは地域ごとに多様な資源等があって、多様な主体の方もいらっしゃいますし、多様な地域特性もございますので、その辺を勘案しながらしてまいればと、ございます。

また、加えて、今回、認定まちづくり団体のほうにつきましては、区長のほうの附属機関でございますまちづくり審議会のほうを設置してまいりたいと思っておりますので、そちらのほう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

できちんと審議をしていきながら、認定のほうを進めてまいればと思っているところでございます。

委員長 副委員長。

大浦美鈴 副委員長 分かりました。ありがとうございます。

青鹿委員と同じように、やはり広くまちづくりに区民が参加することはとても大切なので、これ、しっかり分かりやすく詰めてください、お願いいたします。以上です。

委員長 いいですね。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第2、第31号議案、東京都台東区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

土木課長。

高杉孝治 土木課長 それでは、31号議案、東京都台東区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、自転車通行帯に関し、規定の整備を図るため提案するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。本条例は、特別区道を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的事由に関し、必要な事項を定めるものとなっております。

主な改正内容は、台東区自転車活用推進計画策定に合わせ、自転車通行帯の構造の一般的基準を定めるものであります。今回の改正により、国や都の法令と同様の規定となります。

施行日は、公布の日といたします。

ご説明は以上でございます。本案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、本案についてご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、案件第3、第33号議案、東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、都市づくり部の19番、良質な集合住宅の供給と住環境の形成に向けた取組についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第33号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

住宅課長。

浅見晃 住宅課長 それでは、第33号議案、東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例、都市づくり部の報告事項19番、良質な集合住宅の供給と住環境の形成に向けた取組についてご説明いたします。

初めに、良質な集合住宅の供給と住環境の形成に向けた取組についてご説明いたします。

資料19をご覧ください。本件につきましては、令和6年第4回定例会及び令和7年第1回定例会の本委員会において、集合住宅の建築及び管理に関する条例の改正に向けた検討状況を報告し、ご了承いただいたものでございます。しかしながら、先ほどご審議いただきましたまちづくり条例と建築に係る手続や考え方が密接に関わることから、制度全体としての整合を図るため、前回の報告から一定の時間を要してきたものです。

項番1、条例改正の趣旨です。区内の住宅や人口が増加する中、多様化している住まいニーズに的確に対応するため、集合住宅を対象として、家族向け住戸の供給を誘導し、将来に向けて良質な住宅ストックの形成を図る必要があります。

あわせて、近年の生活様式の変化を踏まえ、集合住宅における建築に関する基準を整備するとともに、集合住宅及び集合住宅以外の建築物に関して、条例と要綱に分かれていた既存の建築に関する基準を条例に集約し、適切な運用に取り組む必要があることから、条例を改正するものでございます。

項番2、条例の改正内容です。(1)家族向け住戸の拡充です。令和5年度の住宅マスタープラン基礎調査によりますと、現在の住宅の改善したい点について、子育て世帯からは、広さや間取りを上げる方が約53%で最も多く上がっていました。そこで、子育て環境の充実や在宅ワーク等の多様なニーズに対応するため、50平米以上の住戸の供給誘導を図ります。詳細は、表のとおりです。本区の集合住宅における供給のボリュームゾーンとなる表の中段、(2)総戸数30から49戸と、(3)総戸数50から99戸を対象に改正いたします。

(2)生活様式の変化等を踏まえた新たな基準の整備です。共働き世帯の増加などの生活様式の変化や在宅避難を原則とする防災対策の状況を踏まえ、子育て世帯等の自転車の利用実態を踏まえた駐輪場の確保、再配達削減を目的とした宅配ボックスの設置、災害時の初動対応力

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

確保を目的とした防災備蓄倉庫の設置を条例に規定し、建築計画段階で対応を求めます。具体的な基準は表のとおりです。

(3) 基準の整理・集約による適切な運用です。これまで集合住宅に関する基準については集合住宅条例で、集合住宅以外の敷地300平米以上の大規模建築物に関する基準については大規模建築物建築指導要綱により、それぞれ運用してきました。本改正では、集合住宅以外の大規模建築物に関する基準について本条例に位置づけ、基準を一体的に整理します。これに伴い、大規模建築物建築指導要綱は廃止します。

項番3、周知です。区公式ホームページ、窓口のチラシ配布に加え、建築士事務所協会などの関係団体への案内送付により周知を図ります。

項番4、改正する条例及び項番5、今後の予定は、記載のとおりです。

なお、3ページ以降に新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどご覧ください。

次に、第33号議案、東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

条例案をご覧ください。本条例は、条例の適用範囲に大規模建築物を加えるとともに、建築及び管理に関する基準を改めるために提出するものでございます。

内容につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 それでは、第33号議案及び報告事項について、ご審議願います。

松村委員。

松村智成 委員 今回の条例改正なんですけれども、17年ぶり、特にワンルームマンションの大きさの件であるというふうに、平成21年などが前、最後で、そのままになっていたかと思えます。

ちょっとごめんなさい、これ、私の個人的な思いがかなり強いので、ちょっとお時間いただきたいんですけども、私、平成24年9月27日、いまだに覚えているんですけども、浅草小学校のPTA会長をやっているときに、学校のベランダの向かいにワンルームマンションができるということで、非常に大きな話が行われて、そこから住宅マスタープランの参画に加えさせてもらったりとか、私もその後、自分が議員になることを想定していなかったんですけども、議員になって以来、ワンルームマンションの強化規定の必要性をずっとお話しさせてもらっていたんですね。

昨年度か、改定された住宅マスタープランでは、ファミリー世帯の定住促進の方向性が示されたことを踏まえれば、今回の改正の趣旨は理解できるし、まずこの議案についてはもちろん賛成します。しかしながら、台東区の人口構造の在り方とか、実は今、台東区って13万7,804の世帯があるうち、様々な事情もあるんでしょうけれども、9万699世帯が独り暮らしというところになっています。さらに2人暮らし、お子さんが独立した等々もあるんでしょうけれど、そこで2万6,192世帯、現状ありまして、もうそこで84%の世帯数が占められていますね。つ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まり残りの16%で3人以上の世帯が構成されているということで、これは、もちろん2人だったのが、旦那さんが例えば亡くなって、奥様が1人だけになってしまったケースもあれば、子供が独立して2人になったケースとかいろいろある、様々あるかと思いますが、ただ、私が言いたいのは何かというと、今、単身者向けの世帯というのは、もう非常に供給量としてはあるんじゃないのかなというのを以前から訴えさせてもらっています。

ちょっと前に25平米以下のストック数とか稼働率って、たしか調査したと思うんですけど、それって、今、数字で出すことは可能ですか。

委員長 住宅課長。

浅見晃 住宅課長 本区の住宅ストックにつきましては、住宅マスタープラン策定の際の基礎調査を令和5年度に行っておりまして、数字として出しております。

本区の住宅ストックにつきましては、14万7,140戸あるんですけども、そのうち居住実態のある共同住宅は10万6,570戸になります。居住実態のない住戸が共同住宅としては1万3,530戸ございますので、共同住宅12万100戸のうち12.3%が空室と思われま。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 そのワンルームマンションのよしあし、もしくは数については、今捉えられていらっしゃる数というのはかなり正確な部分なのは理解します。ただ、ワンルームマンションを造ってプラスになることって、例えば町会でいうと何があるかということ、あまりないんですね。やはり小さいお部屋がたくさんあって、町会に加入するのって、毎回、何ていうのかな、加入していただくためのその努力というのは重ねてはいるものの、やはり定住する意味ではなかなか難しいのかなというのが正直な私の思いでもあります。ましてや、子育て世帯、1人単身者がワンルームマンションで結婚して2人になりました、これ、一般的なことですね、そこに子供ができて、どんどん人数が増えていくことによって家族構成が大きく変わってきたときに、どうしても選ぶ部屋がないから他区に行ってしまうというケースがかなり散見されております。その中で、先ほど申し上げたとおり十四、五%しかない部屋の数からすると、やはり今、25平米をこれ以上また増やしてもどうなのかなというのが正直な私の気持ちなんですね。

今回、40平米以上のお部屋を大きくするというような取組を考えていただいた中で、ただ、残るのが、そこに関しては非常に評価するんですけども、25平米の部屋が、結局全体の部屋の戸数に対して3分の2が残るわけですよ。となると、全く今までと大きく変わらないんじゃないのかなという懸念点が私にはありました。

実際その稼働率が下がることによって、ごめんなさい、住宅ストックがワンルームが増えていくことによって、単身者もしくはそれに属するぐらいのレベル感の方たちは増えることにはなるけれども、結局じゃあ台東区としては、どういった人たちにこの台東区に住んでいただきたいのかというのが最終的には基準になってくるんじゃないかなと思うんです。これ、大きな話になっちゃって申し訳ない。これだと、正直な話、私の思いで言うと、都市づくり部では、ここでやっていただくのは多分限界ラインだと思うんですよ。そうすると、じゃあ台東区の将

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

来的なビジョンの中で、どのような人たちをどれぐらいの割合で住んでいただくのが理想なのかというのやはりこれから定めていかなければならないだろうなど。そうなるには、じゃあ、今回はこれをつくりましたけれども、たしか5年後に住宅マスタープランがもう1回あるはずなんです。そこまでの間、単年度ごとでもいいですし、3年の間、空いてでもいいんですけど、まず今回のその数字を設定したことによって、どのように変化が生じるのか等を検証していただきたいんですけども、そういった対応は可能なのでしょうか。

委員長 住宅課長。

浅見晃 住宅課長 現行のマスタープランにつきましては、10年間を計画期間としておりますので、5年後に必ずしも中間の見直しをするというものは現時点ではお約束できるものではないと思いますが、今回の条例改正を踏まえまして、住宅ストックの供給状況であったりというものを毎年継続的に把握して、推移は注視してまいります。なので、検証はしていきます。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 分かりました。

正直これ、3分の2がワンルームが残るんですけども、ほかの自治体の実績を見たときに、大体同等というか、東京都の条例が大体これに属しているもんなんで、それにのっとったものが今回の条例改正の案、さらにプラスしたのが台東区であるという認識の下、ただ、ほかのところの実績見たときに、全体の戸数に対して半分をファミリーマンションにしているところもあるんですよ。やはりここに関しては、東京都に属するだけでなく、台東区のビジョンとともに台東区の居住実態、その他もろもろ含めて大きく見ていけるような取組を私も一生懸命お手伝いしたいと思いますし、都市づくり部住宅課の皆さんに本当に大変お手数かけますけれども、運用状況を丁寧に検証していただいた上で、必要があればワンルーム規制のさらなる強化を含めた条例改正について、できるだけ早期に検討に入っていただけるようにしたいなと申し上げて、これは要望して。

委員長 要望でいいのか。

松村智成 委員 ええ、答弁しないで、ずっと見ていらっしゃったんで……。

委員長 要望でいいのね。

松村智成 委員 要望で終わりたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

委員長 あとないね。

(発言する者なし)

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、案件第4、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

委員長 次に、本委員会の行政視察の報告書について申し上げます。

昨年10月に実施いたしました香川県高松市及び徳島県徳島市への行政視察について、このたび正副委員長にて報告書案を作成し、配付させていただきました。この案文について、ご意見がありましたら正副委員長までお知らせください。調整後、議長に報告いたします。その後、議長が全ての委員会報告書を取りまとめ、台東区議会委員会行政視察報告書として全議員及び理事者に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については一括して聴取いたします。

また、補正予算及び令和8年度予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしく願いいたします。

初めに、文化産業観光部の補正予算について及び令和8年度予算について、文化振興課長、報告願います。

文化振興課長。

川口卓志 文化振興課長 それでは、初めに、文化産業観光部の令和7年度第8回補正予算をご説明いたします。

資料1をご覧ください。歳入です。補正額818万2,000円の減額、補正後の額は22億6,291万円です。

主な内容でございます。観光課がオーバーツーリズムの未然防止等による持続可能な観光推進事業費について減額をしております。

2ページをご覧ください。歳出です。補正額1億9,390万9,000円の減額、補正後の額は53億2,641万9,000円です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

主な内容でございます。観光課が持続可能な観光推進について減額をしております。産業振興課は、ふるさと納税、利子及び信用保証料補助、中小企業振興センター大規模改修について減額をしております。

文化産業観光部の補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和8年度の文化産業観光部の予算をご説明いたします。

資料2をご覧ください。歳入の予算総額は22億2,811万1,000円で、前年度当初予算と比べ1,767万7,000円、約0.8%の減となっています。

2ページをご覧ください。文化振興課では、表の一番上、使用料及び手数料、使用料、文化観光使用料の5、旧東京音楽学校奏楽堂が減、表の中ほどにあります国庫支出金、国庫補助金、文化観光費補助金の1、文化財保存事業費が皆減となっております。

3ページをご覧ください。観光課では、表の中ほどにあります諸収入、雑入、助成金・交付金の1、公益財団法人東京観光財団補助金が皆増となっております。

4ページをご覧ください。産業振興課では、上から7行目に記載の都支出金、都補助金、産業経済費補助金の1、商店街チャレンジ戦略支援事業費が減、その2行下、財産収入、財産運用収入、財産貸付収入の1、土地貸付料が減となっております。

5ページをご覧ください。歳出です。予算総額65億8,702万4,000円で、前年度比11億8,030万4,000円、約21.8%の増となっています。

6ページをご覧ください。表の一番下の合計の行をご覧ください。文化振興課は、予算総額8億6,518万8,000円で、前年度比1億8,872万3,000円の減です。これは、表の中ほどの少し下に記載しております文化行政費の15、大河ドラマ「べらぼう」活用推進の皆減などによるものです。

7ページ、8ページを併せてご覧ください。まず、8ページをご覧ください。表の一番下の合計の行をご覧ください。観光課は、予算総額4億5,358万8,000円、前年度比2,097万5,000円の増です。

次に、7ページをご覧ください。増の主な要因は、上から3行目に記載の文化観光費、観光費、観光振興費、1の(2)(仮称)観光振興方針策定及び表の中ほどに記載の8の(1)観光客の受入環境づくりの皆増などによるものです。

10ページをご覧ください。表の一番下の合計の行をご覧ください。産業振興課は、予算総額52億6,824万8,000円、前年度比13億4,805万2,000円の増です。これは、合計の行の2つ上の行に記載をしております産業振興費の11、中小企業振興センター大規模改修の増などによるものです。

文化産業観光部の令和8年度予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。
委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

委員長 次に、中小企業振興センター大規模改修について及び中小企業支援の充実について、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

産業振興課長、報告願います。

産業振興課長。

三澤一樹 産業振興課長 それでは、産業振興担当の1、中小企業振興センター大規模改修についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。昨年、第3回定例会産業建設委員会にて、改修後の施設コンセプト及び改修のポイントを報告させていただきましたが、このたび諸室の配置及び設計、また令和8年度における主に工事に係る予定経費についてご報告いたします。

初めに、1、配置及び設計についてです。現在、施設で展開している台東区産業振興事業団を中心とした中小企業支援機能はパールオレンジの色で1、2階に配置し、デザイナーズビレッジの創業支援機能は緑色で2、3階に配置いたしました。今回新たに整備する交流機能につきましては、水色で1階と3階等に配置をしております。

別紙の基本設計図は後ほどご説明をいたします。

続いて、2、予算額(案)ですが、令和8年度、主に工事費で15億1,752万7,000円となります。令和9年度債務負担行為限度額は22億3,955万5,000円でございます。

今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、2ページをご覧ください。基本設計図でございます。1階の水色で囲まれた交流機能には、多目的ショールームや多目的ルームなど貸し館スペース、また、カフェスペースやライブラリー、校庭にはテラス等を配置し、右下のパールオレンジで囲まれたエリアでは中小企業振興センターの事務室を配置いたしました。また、図面の右上の箇所に新たにエレベーターを設置するなど、バリアフリー対応を図ってまいります。

続いて、3ページをご覧ください。2階の緑色で囲まれたエリアでは、デザイナーズビレッジのアトリエやインキュベーションマネージャー室、また制作室等を配置し、右側のパールオレンジのエリアでは中小企業振興センター等の諸室を配置しております。

4ページをご覧ください。3階の緑色で囲まれた創業支援機能には、アトリエ、また交流サロンを配置し、右側の水色のエリアでは交流機能の講堂や多目的ルームとなっております。

最後に、5ページをご覧ください。屋上につきましては、特徴的なパーゴラのエリアなどを有効活用できるよう整備するとともに、外壁の室外機等を屋上に集約するなど、必要な設備を設置いたします。

説明は以上になります。

続きまして、産業振興担当の2、中小企業支援の充実についてを報告いたします。

資料4をご覧ください。初めに、1、チャレンジマーケットの実施についてです。区内事業者の商品改良や販売戦略の見直しなどの経営力向上につなげるとともに、本区で企画製造されている商品、またサービスの魅力を消費者に広く周知するため、関東近郊の主要駅でテストマーケティング販売会を実施いたします。

(2) 予算額(案)は、販売会やレポートの実施委託費用といたしまして495万円を計上し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ております。

次に、2、中小企業の魅力創出・発信の実施についてです。北部地区のリノベーションまちづくりを加速的に促進していくため、地域整備第二課と連携し、空き家、空き店舗の活用の促進や、北部地区の事業者の魅力の発信を進めてまいります。

具体的な内容といたしまして、空き家、空き店舗をリノベーションし、新たに飲食店、また物販店等を開設する場合の助成金を新設するとともに、北部地区周辺事業者の魅力の掘り起こしと、大手ファッション誌等での情報発信を実施してまいります。

(2) 予算額(案)についてですが、助成金、また魅力の掘り起こし、情報発信を行うための委託費用として1,217万9,000円を計上しております。

続いて、2ページをご覧ください。3、商店街空き店舗開設支援の充実についてです。商店街にある空き店舗の活用を促進し、商店街の活性化を図るため、改修費支援の対象者及び補助限度額、また家賃支援の補助限度額を拡大いたします。

まず、改修費支援につきまして、より利用しやすい制度となるよう、これまでの店舗所有者に加え、店舗を開設する事業者も対象とするとともに、補助限度額を200万円に拡大いたします。また、家賃支援につきましては、支援年数2年目、3年目と進むにつれ限度額は低減していたものを、近年の物価高騰に対応するため、2年目、3年目も同額の5万円を上限といたします。

(2) 予算額(案)につきましては、1,827万円となります。

最後に、4、経営安定化借換特別資金の受付期間の延長についてです。長引く物価高騰等の影響で、区内中小企業事業者は依然として厳しい経営状況が続いていることから、中小企業の資金繰りを支援し、経営の安定化を図るため、経営安定化借換特別資金の受付期間を延長いたします。

(2) 延長期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日です。

(3) 予算額(案)につきましては、利子及び信用保証料補助金として5,100万円の歳出を計上しております。

中小企業支援の充実についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、中小企業振興センター大規模改修について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中嶋委員。

中嶋恵 委員 先日、私たちが運営するイベントでデザビレを使わせていただきまして、その際に村長さんをお願いをして、参加いただいている皆さんがなかなかデザビレを見る機会が今までなかったから、改修前のデザビレの内覧見学というのをさせていただきました。

今回の図面と比較をしまして、前回報告いただいたとおり、現在の駐車場のオープンスペースの活用でしたりとか、あとは、現在では使われていない屋上も今回はフリーのスペースになったりと、活用の用途の幅が大変広がるような感じがいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今回、ものまち、最後に7月から改修に入りまして、改修後のリニューアルオープン、私も楽しみにしておりますので、引き続きよろしく願いいたします。感想です。以上です。

委員長 いいの、意見でいいか。

中嶋恵 委員 はい。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、中小企業支援の充実について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、都市づくり部の補正予算について、令和8年度予算について及び台東区景観計画について、都市計画課長、報告願います。

都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 それでは、都市づくり部の報告事項1、補正予算について、都市づくり部所管分をご説明いたします。

資料5をご覧ください。歳入です。補正前の額4億3,470万6,000円を減額し、補正後の額を51億4,783万4,000円といたします。課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

次に、主な内容でございます。都市計画課の都市整備基金繰入金につきまして、基金の取崩しを1,100万減額しております。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。建築課の国庫補助金、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費につきまして、事業実績見合いにより2億2,778万5,000円を減額しております。歳入につきましては以上でございます。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。続いて、歳出です。補正前の額9億7,024万2,000円を減額し、補正後の額を86億6,424万7,000円といたします。課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

次に、主な内容でございます。地域整備第一課の上野地区まちづくり推進につきまして、特別区道台第62号線道路詳細設計業務委託の未実施により、5,450万8,000円を減額しております。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。次に、土木課の街路灯維持につきまして、電気料単価が想定を下回ったことにより4,000万円を減額してございます。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。続いて、公園課の街路樹及び緑地帯維持管理につきまして、契約差金により2,100万円を減額しております。

恐れ入ります、6ページをご覧ください。最後に繰越明許費についてお示ししてございます。後ほどご覧いただければと存じます。

簡単ではございますが、都市づくり部補正予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、都市づくり部の報告事項2、令和8年度当初予算につきまして、都市づくり部

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

所管分をご説明いたします。

資料6をご覧ください。なお、説明の中で増減額を申し上げますが、いずれも前年度予算額との比較でございます。

まず、歳入でございます。総額54億9,980万8,000円で、1億5,097万7,000円の増額でございます。課別の内訳は、下の表のとおりでございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。主な歳入予算でございます。2つ目の表、地域整備第一課です。国庫補助金の官民連携都市再生推進事業費、予算額1,000万円、こちらは上野版エリアプラットフォームの構築検討によるものでございます。こちらは皆増となります。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。地域整備第三課です。表の中ほど、都補助金の不燃化推進特定整備事業費、予算額2,196万8,000円、こちらは老朽建築物除去助成の拡充等によるもので、602万1,000円の増額でございます。

続きまして、建築課です。表の中ほど、国庫補助金の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費、予算額3億242万7,000円、こちらは耐震改修工事等の助成の見込みによるもので、4,407万8,000円の増額でございます。

恐れ入ります、6ページをご覧ください。2つ目の表、公園課です。表の中ほど、国庫補助金の社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業は、交付対象事業が減となったことによるもので、4,772万円の減額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。恐れ入ります、7ページをご覧ください。総額103億1,679万6,000円で、10億2,712万円の増額でございます。課別の内訳は、下のとおりでございます。

恐れ入ります、8ページをご覧ください。主な歳出予算でございます。都市計画課です。表の中ほど、復興まちづくり方針策定、予算額1,768万6,000円、これは復興まちづくり方針策定によるもので、883万1,000円の増額でございます。

次に、地域整備第一課です。上野地区まちづくり推進、予算額2億7,792万円、これは上野地区まちづくりビジョンの実現に向けた事業の進捗によるもので、9,295万6,000円の増額でございます。

続いて、地域整備第二課です。表の中ほど、浅草地区まちづくり推進、予算額2億112万4,000円、これは浅草未来図案～まちづくりビジョン～の実現に向けた事業実施によるもので、1億5,171万7,000円の増額です。

恐れ入ります、9ページをご覧ください。地域整備第三課です。表の一番下、谷中地区まちづくり推進、予算額4億4,115万円、これは(仮称)朝倉彫塑館通りふれあい広場の整備工事の実施及びすぺーす小倉屋大規模改修工事の進捗によるもので、2億652万5,000円の増額でございます。

恐れ入ります、11ページをご覧ください。交通対策課です。表の下部、旧下谷小学校跡地観光バス駐車場整備、予算額1億7,183万円で皆増でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

恐れ入ります、12ページをご覧ください。土木課です。表の中ほど、上野駅前歩行者専用道等の維持管理、予算額2億665万8,000円、こちらは台東歩行者道連絡階段の補修工事及びエレベーター取替え工事設計業務委託実施によるもので、1億1,685万3,000円の増額でございます。

恐れ入ります、13ページをご覧ください。公園課です。表の中ほど、公遊園補修工事、予算額1億1,341万1,000円、こちらは御蔵前公園万年堀改修及び岡倉天心記念公園、根岸二丁目児童遊園の公園施設更新工事完了によるもので、1億5,476万7,000円の減額でございます。

恐れ入ります、14ページをご覧ください。都市づくり部の所管に係る債務負担行為をお示ししてございます。

主な債務負担行為です。ページの一番上、鶯谷駅バリアフリー等に関する調査に要する経費についてです。令和8年度において、総額1億6,900万円を限度額とする債務負担行為を設定いたします。

簡単ではございますが、都市づくり部令和8年度当初予算のご説明は以上でございます。

続きまして、都市づくり部報告事項の4、台東区景観計画についてご説明いたします。

事前資料2をご覧ください。景観計画につきましては、令和7年第4回定例会にて中間のまとめをご報告し、その後、パブリックコメントを実施いたしました。このたび最終の案に関しまして、令和8年1月の景観審議会に付議を行い、2月の都市計画審議会にご報告を行い、内容についてはご了承いただいております。

それでは、ご説明させていただきます。項番1、パブリックコメントの実施結果についてです。

恐れ入ります、別添1をご覧ください。資料記載の日程で中間まとめについてパブリックコメントを実施いたしまして、2名の方から2件のご意見をいただきました。パブリックコメントでは、花や木々がたくさんある美しいところが増えてほしいというご意見や、建築物の高さ制限に関するもの、春日通りの歩道幅員に関するご意見をいただきました。春日通りに関しましては、道路管理者である東京都ほか関係機関に申し伝えてまいります。また、その他の意見に関しましては、現在も景観計画に基づきまして、景観事前協議において助言、指導等を実施しており、今後も継続していく内容でございますので、パブリックコメントでいただきましたご意見による計画内容の変更はございません。

恐れ入ります、資料へお戻りください。項番2、その他の意見聴取についてです。令和8年1月21日開催の景観審議会におきまして、色彩の基準に関し、内容について問題はないが、表などの記載を整理するほうがよいとのご意見をいただきました。

項番3、中間のまとめからの主な変更内容についてです。変更は2点ございます。

1点目は、項番2で申しあげました景観審議会でのご意見を踏まえた対応として、第2章の3、建築物等における色彩の基準について、外壁色に関する色彩計画の考え方の追加と、色彩基準の表のレイアウトや文言の整理を行ったものでございます。

2点目は、現行の景観計画の内容から、区の景観に関する歴史的な背景等の部分を抜粋し、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

資料編として追加したものでございます。

項番4、台東区景観計画(案)についてです。計画の内容につきましては、別添2のとおりでございます。後ほどご覧いただければと存じます。

項番5、今後の予定です。3月に計画を改定し、その後、周知期間を2か月ほど設けた後、令和8年6月より運用開始を予定してございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、台東区景観計画について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東区駐車場整備計画について、鶯谷駅周辺地区まちづくり推進について及び公民連携さわやかトイレ整備費等助成の実施について、都市計画課長、報告願います。

都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 それでは、都市づくり部の報告事項5、台東区駐車場整備計画についてご説明いたします。

事前資料3をご覧ください。駐車場整備計画につきましては、昨年12月の第4回定例会産業建設委員会におきまして中間のまとめをご報告し、パブリックコメントを実施してまいりました。このたび最終案に関しまして、1月の駐車場整備検討委員会及び2月の都市計画審議会においてご報告をさせていただき、ご了承いただいたところでございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。項番1、パブリックコメントの実施結果についてです。

恐れ入ります、別紙1をご覧ください。資料記載の日程で中間まとめについてパブリックコメントを実施し、6名の方から6件のご意見をいただきました。パブリックコメントでは、自動車利用の減少を踏まえた量から質への転換や、観光地における附置義務の緩和、歩行者環境への配慮などに関するご意見をいただきました。これらのご意見につきましては、計画内容を変更するに至るものはございませんでしたので、計画の変更はございません。

恐れ入ります、資料へお戻りください。項番2、中間まとめからの主な変更内容についてでございます。令和7年第4回定例会の本委員会におきまして、本計画に記載してございます駐車施設の既存ストックを活用した方向性について、将来のまちづくりの進展に対応できるよう、計画に駐車場施設の再編、再配置の検討の可能性を位置づけるべきとのご意見をいただきました。いただきましたご意見を踏まえた対応といたしまして、第4章の駐車場施設の供給量のマネジメントに基づく主な取組のうち、上野地区の記載につきまして、既存駐車施設の有効活用に加え、将来の土地利用や基盤整備の動向に応じて、新規に整備される駐車施設への再配置等の再編も推進する旨を記載してございます。

項番3、台東区駐車場整備計画案についてです。計画の内容につきましては、別紙2のとおり

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りでございます。後ほどご覧いただければと存じます。

項番4、今後の予定です。3月に計画を発行する予定でございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、都市づくり部報告事項6、鶯谷駅周辺地区まちづくり推進についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。項番1、事業概要です。都市計画マスタープランにおける、まちづくり推進重点地区である入谷・根岸地区に位置する鶯谷周辺において、課題である防災性の向上や都市基盤の整備等に向けて、関係機関と協議を行い、鶯谷駅を含む基盤整備の検討やまちづくりの視点を踏まえた凌雲橋の架け替えに関わる検討を進めているところでございます。

また、地域におけるまちづくりの機運醸成を図りつつ、住民と連携したまちづくりを進め、まちの将来像の実現を目指しております。

項番2、令和8年度の実施です。(1)バリアフリールートの調査・検討です。今年度実施しております鶯谷駅のバリアフリールートに関する調査結果を受け、鶯谷駅北口のエレベーターの整備について詳細検討を実施いたします。また、あわせて、凌雲橋架け替えに伴う鶯谷駅南口自由通路の整備につきましても、同様に詳細検討を実施いたします。詳細検討につきましては、時間を要することから、債務負担行為で令和9年度までの実施としてございます。

(2)駅前広場等駅周辺基盤整備検討についてです。駅北口におきましては、エレベーターの整備検討に併せて、交通結節機能強化について検討を実施いたします。また、南口につきましても、凌雲橋の下におきまして、駅前広場整備につきましても検討を実施してまいります。

(3)鶯谷駅アーバンファームです。今年度に引き続き、鶯谷公園にてアーバンファームを実施いたします。令和8年度は種まきから収穫までの一連の農体験イベントにつきましても参加者を募集し、実施してまいります。このようなイベントを実施することにより、地域住民同士が交流する機会を創出し、まちづくりの機運醸成を図ってまいります。

(4)その他です。現在、(仮称)鶯谷駅北口周辺区画整理事業勉強会が立ち上がり、相談員を派遣しながら地域の方々と区画整理事業について研究を進めております。令和8年度も勉強会継続の意向があることから、引き続き区画整理事業の実現に向けて、区も一緒になって研究を進めてまいりたいと思っております。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。予算額(案)です。歳出といたしまして1,520万6,000円を計上してございます。また、バリアフリールートの調査検討といたしまして、令和8年度から9年度の債務負担行為を設定し、1億6,900万円を計上してございます。

項番4、今後の予定は、記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、都市づくり部報告事項7、公民連携さわやかトイレ整備費等助成の実施についてご説明いたします。

資料8をご覧ください。項番1、趣旨についてです。これまで区では、快適で安心な都市環境を形成するため、トイレ環境につきましても、さわやかトイレ整備方針に基づいて公衆トイレ、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

公園トイレを適切に整備してまいりました。

近年は観光客の増加から、多言語対応やバリアフリー対応、災害時利用など、トイレに関するニーズが多様化してございます。その一方で、新たなトイレの建設には土地確保が必要になるなど、早急な対応が難しいため、民間事業者との連携も視野に、受入れ環境の充実を図る必要がございます。

そこで、公共性の高い民間所有のトイレの整備を推進するため、その施設整備、維持管理経費に対する助成制度を令和8年度から新設いたします。本制度により、区民、来街者及び帰宅困難者等を含む不特定多数の方がいつでも安心して快適に利用できるトイレ整備を促進し、区全体における都市環境の向上を図ってまいります。

項番2、本制度の概要です。(1)助成要件です。四角で囲われた8項目全てを満たすことが助成要件としてございます。 から につきましては、トイレが地上1階にある、バリアフリー対応のものが整備されるなど、主にハード面の要件となっており、以降は、開放時間や災害時の協力など、ソフト面の要件となっております。

なお、本制度は、入場料等を徴収する施設、入場に年齢制限がある施設及び国や都の公共施設等のトイレは対象外としてございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。助成対象経費です。 整備経費としまして、トイレの新設及び改修に係る便器設置費等のインシャルコストを助成いたします。 維持管理経費としまして、水道料金、電気料金のランニングコストを助成いたします。

(3)助成額です。 整備経費、 維持管理経費とも、実績の額の2分の1かつ上限額を表に記載した額といたします。

項番3、予算額(案)です。1,730万円を計上してございます。

項番4、今後の予定です。令和8年4月より、本制度を開始いたします。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、台東区駐車場整備計画について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

青鹿公男 委員 私は、ここの駐車場の整備計画、どんどん立てていただきたい、進めていただきたいと思っております。これも以前から私もお話しさせていただいておりましたが、商店街と、例えば一例を言えば、下町七夕まつりとかであるかっぱ橋本通りと国際通りが出るぶち当たったところのマンションが建つときに、あそこの下が、要はこの今の現行の条例でいうと6台造らなければいけないということで、商店街入って、いきなり駐車場が6台並ばなければいけないということで、商店街の連続性とか、あとは要は危険とか安全性の問題で、こういうのはどうなんだろうと言ったんですが、多分マンション建てるほうも商店街としても、本当は造りたくないけれど、造らなければいけないというのが状況があった中で、ずっとこういうのを要望させていただいている中で、台東区の駐車場の整備計画、どんどん計画立てていただいて、例えば、そういう場合はもうちょっと台数を緩和するとかいうのが入っているので、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ぜひこれは進めていただきたいなと思っております。

ただ、これはどちらかというとな新規のマンションに限ってとか、新規の建物についてとかだと思っんですけれども、既存のマンションも、実は今までのやつに基づいて駐車場というのを用意しちゃっている、そうすると、マンションの中で、今、実際問題、シェアカーとか普及されていて、要は車持たない人も増えている中で、その中で駐車場のスペースだけが空いているという状況がいろいろなマンションにできています。先ほども出た話じゃないですけど、台東区内にマンション山ほどありますので、そういうところが空いている。そういう土地についても、今後来る災害に備えて備蓄倉庫にするとか、あとシェアサイクルのポートにするのを推進するとか、こういうのはいろいろ検討していってもらいたいと。要は既存マンションについても、既存の建物についても、いろいろこういう手を打っていただきたいという要望だけさせていただきます。以上です。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 以前、駐車場問題については一般質問等でやらせていただいた件で、何点か質問があるので、まとめて聞いちゃいますので、後でお答えください。

まず、乗用車の駐車場が将来的に2,503台が余剰になると推計が出ているんですけども、既存のスペースを具体的にどう荷さばき用とか自動二輪車用とかに転用させるのか、何かそういった具体策みたいなのがあれば教えていただきたいのがまず1点目。

それから、車両サイズがでかくなってきています。例えばSUVとかの増加で、既存の機械式駐車場の改修とか、車室のサイズが拡大するので台数低減をどこまで許容するのか、もしあれば教えてください。

それから、地域ルールで、これ特に一般質問の中でうたったんですけど、商店街などで1階を店舗にする代わりに駐車場の附置義務を免除、緩和する地域ルールの策定を若干提案したと思っんですけれども、そういったのがもしうたわれるとかがあれば教えていただきたい。

それから、小規模集合住宅への規制で、要は10戸以上のマンションとか、いろいろ義務が、これもいろいろ使っていないんじゃないとか、転用できないんじゃないとかいうのを指摘させてもらいましたけれども、この質問に対するここについてはどのような形で答えが載っているのか、例えばどのエリアから見直す方針などがあるのか、段階的なロードマップなどがあればちょっと教えていただきたいというのが、この4点、お願いします。

委員長 都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 お答えいたします。1つ目のご質問でございました、今後余剰されるだろう駐車場についてどのように考えているのかということですが、現状、今回、駐車場整備計画を調査していく中で、駐車場、車の1台1台はこれから減っていくんで余るだろうという反面、やはり荷さばきの分ですね、駐車場のほうがかなり足りないだろうという認識でございます。そういったところにつきましては、現状ある商業施設さん等含めて、あるところに荷さばき駐車場造っていただくとか、この中では共有の荷さばき施設を造っていただく

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とかいうことも今後考えていければと思っております。

こちらにつきましては、各地区ごとのまちづくりを進めていく中で詰めていくことになると思いますので、そういった方針としては今回書かせていただきましたけれども、具体的なものは今後地区ごとで進めていく中でさせていただければと思います。自動二輪のほうにつきましても同様のことで考えているところでございます。

2つ目のご質問でございました車両サイズが大きくなっている件でございますが、委員おっしゃるとおり、やはり最近、もともと車として小型の自動車ですとかいうところは半分減ってきているというのは現状ございまして、軽自動車や大型の車のほうが増えてきている現状がございます。そちらにつきましても、駐車場が余剰しているところにつきましては、そういった、ある意味広く場所を取る等して、量から質というところに転換する中で、広い車室を整理してみたりですとか、あわよくば、加えまして、身障者対象の駐車場につきましても、やはり車椅子の方がきちんと乗れるようなそういったスペースも必要になってくると思いますので、そういったところを含めて、車室等いうところについて余剰のところは考えていければと思っております。

3つ目のご質問いただきました、地域ルール等で1階のほうに駐車場のというお話がございましたが、今回、計画の中でも、まずは東京都の駐車条例に基づく地域ルールというのがございまして、そこについては今、上野、浅草をまずターゲットにということで計画には書いてございます。それにつきましては、車のほうの画地集約、緩和をそれで使うことができるというのが東京都の駐車条例の中の地域ルールというところではできるようになるんですが、やはりこれをしていく中では、地域の皆様の合意が必要でございます。ある一定の地域においても、皆様の合意があることで、その地域は画地集約しよう、緩和しようというふうになっているところでございまして、この地域ルールというのが、現在東京都で、すみません、12ですかね、12か所ぐらい、もう既に地域ルールとしてございます。そういうところで駐車場のほうの緩和もしているところがございますので、そちらのほうも参考にしながら、そういった1階のほうの駐車場を含めて、場所によりましては駐車場が3倍ぐらい緩和になっているところもあって、面積が増えるところもございまして、そういうこともしながら、地域の情勢、特性に合わせて整理していく必要があると思いますので、そちらのほうで順次進めてまいればと思っております。

4つ目でございますが、小規模のマンション、10戸以上のところに駐車場の附置義務があるという部分でございますが、こちら集合住宅条例のほうで関係してくるところでございますけれども、今回、駐車場整備計画のほうでもうたってございまして、所管のほうは住宅課ではございますが、昨年度策定した住マスのほうでもうたってございます。こちらについては段階的に見直しをしていくことを住宅課と進めてまいりまして、まちの連続性を含めて、また、先ほど青鹿委員のほうからもございましたけれども、そういったところに反映できるようなものについても、随時、所管のほうと調整しながら皆様のほうにお示ししていければと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ころでございます。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 いや、すばらしい答えなので、にこにこしちゃいました。ありがとうございます。

そんな中、やはりこれからちょっと課題となってくるのが、荷物を搬入しようとしたときの荷さばきのところ、あそこに関しては、ピーク時に路上で418台の荷さばきが行われている現状に対して、やはり時間帯とか曜日別ルールを導入というのは必要なのかなというふうに思います。これはもちろん警察との協議が必要ですから、そこはぜひ慎重に進めていただきたい。あと、荷さばきエリアの導入が、共同配送とかも必要になってくるのかなとも思いますし、そういったのもぜひ検討に入れていただければなと思います。

それから、あと、自動二輪車の供給で、自転車の駐輪場は何かとか今大急ぎでやっていますが、やはり浅草駅周辺で休日で75台分が不足していると記載がありました。これ、この計画内にどこまで供用、増やせるのか、自転車とやはり扱いが若干違うんでね、ここは非常に大切なことだと思うので、慎重にお願いしたいと思います。

そういった中で、今、リアルタイムで駐車場とかは情報が更新されているとかいろいろ出ていると思うんですけども、民間事業者とうまく対応を協議するなりして、台東区のこの狭い地域を有効活用できるように取り組んでいただければなというふうに思います。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、鶯谷駅周辺地区まちづくり推進について、ご質問がありましたら、どうぞ。

副委員長。

大浦美鈴 副委員長 まず、鶯谷駅周辺のまちづくりが推進というふうに昇格して、非常に期待しております。地域住民の悲願でありましたバリアフリールートに対しても大分調査のほうを進めていってくださっているようで、非常にありがたく思っています。

その上でなんですけれども、(3)番の鶯谷公園のアーバンファームिंगですね、皆さんご存じのように、鶯谷公園ってちょっと特殊なタイプで、大人向けかなというような公園だったんですけれども、このたび本当にあの日の当たる、こんなに日が当たるんだというような公園に変わって、一画でちゃんと農園をして、かなり収穫できたという、劇的な変化だと思うんです。

私も都市計画課で作っていたチラシを地域の掲示板に貼ったりして、随分認知されたように思っていたんですけども、知らない方が結構多くて、また収穫も抽せんで、限定された方にしか収穫ができなかった。もっと見に来るかなと思っていたけれど、そんなにただ見に来る人もいなかったというのは非常に残念だと思っています。せっかくなので、区を挙げて社会実験でやっている都市農園なので、やはりもっとみんなが、えっ、ここでやっているのということを改めて知ってもらって、例えば種まきのところから、育てるところとか、収穫も、もっと幅広

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

くできるようになればよいと思っております。その辺りいかがでしょうか。

委員長 都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 お答えいたします。副委員長ご指摘のとおり、今年度から実施しましたアーバンファームリングですね、多くの方がご参加いただいたところではあるんですが、収穫祭のほうにつきましては、抽せんでは残念ながらご参加できない方もいらしたという状況ではございました。

今回、募集したところが収穫祭だけだったところもございまして、今後、今、副委員長がおっしゃったとおりに、途中の過程でも皆さんご参加できるということで、いろいろな方が、あっ、こういうところでこういうことをやっているんだというようなことを皆さんに周知していただくような取組について、今後進めてまいりたいと思います。

委員長 副委員長。

大浦美鈴 副委員長 そうですね、ぜひそうしていただきたいです。やはり社会実験とはいえ、コミュニティの場として、鶯谷公園はこんなにも使えるんだというのを、地域の方のみならず、本当にあちこちから分かってもらいたいなと思っておりますので、ぜひその辺りは、どういうふうにしたらいいか一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、公民連携さわやかトイレ整備費等助成の実施について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、3D都市モデルの活用等について、都市づくり部副参事、報告願います。

都市づくり部副参事。

小河真智子 都市づくり部副参事 それでは、3D都市モデルの活用等についてご説明いたします。

資料9をご覧ください。項番1、今年度の進捗についてです。(1)3D都市モデルの整備です。昨年度より実施している3D都市モデル整備ですが、区全域の建築物等の整備に引き続き、今年度は上野地区及び浅草地区の地下部分を新たに整備いたしました。

整備内容は、下記の表及び整備範囲図のとおり、詳細度LOD4の地下街、LOD3の地下街に関係ある建築物と都市設備のモデルを整備いたしました。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。(2)3D都市モデルの活用です。GPSデータ及び実地計測調査等により上野地区及び浅草地区の滞在人口を推計後、解析ツールを使用して現況の帰宅困難者の避難シミュレーションを実施いたしました。また、整備した地下街などの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3Dモデルを組み合わせ、下記のキャプチャーで示しております映像資料を作成いたしました。

なお、対策を講じた場合における各地区の避難シミュレーションを年度内に実施予定です。

(3) 防災分野における活用です。(2)の映像資料を危機・災害対策課が実施している下記表の会議において活用し、町会、商店会など、参加いただいた皆様に対する解析結果の理解浸透を図りました。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。項番2、令和8年度の主な取組です。これまで整備している3D都市モデルは、本区のスマートシティ実現に向けた公共インフラとして捉えており、まちづくり、防災分野など、モデルの活用が進むことで、データ自体がさらに更新、充実し、他分野へのさらなる活用が促進される好循環を生み出すことが期待できます。

今後は、3D都市モデルの活用を拡大するとともに、それを支える環境を整備し、庁内各業務の効率化、高度化及び区民サービスの向上を図ります。

次年度の取組は、(1)まちづくり分野における3D都市モデルの活用として、上野地区及び浅草地区のまちづくりにおける歩行者・自動車交通量調査検討業務等において活用いたします。

なお、本取組につきましては、地域整備第一課、地域整備第二課が担当します。

また、(2)さらなる活用拡大に向けた検討として、3D都市モデルの利用層を広げるため、試行的活用による課題抽出を行い、他分野における活用事例や庁内の推進体制を整理いたします。

さらに、(3)その他といたしまして、3D都市モデルを政策立案に使用する可視化・分析ツールとしての確立を目指し、その仕組みづくりを進めます。

項番3、予算額(案)は、記載のとおりです。

なお、記載の金額は、都市計画課の取組に係る費用となります。

項番4、今後の予定です。項番1でご報告した避難シミュレーションにつきまして、令和8年5月例月の本委員会において、改めて令和7年度の結果報告をさせていただきます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

青鹿公男 委員 要望だけさせていただきます。

私もこれ見させていただいて、本当に有効だなと思っております。いろいろなもの可視化と数値化できるので、非常に有効だと思いますんで、ここにもありますとおり、令和8年度の主な取組にも書いてあるとおり、どんどん進めていただければと思っております。

ただ、できたら、これは要望なんですけれど、たしかあのソフトと違って、G空間センターとか3Dビューアーとか入れると、パソコンめちゃくちゃ重くて、多分普通の人のパソコンが見れないと思うんですね。だから、多分メーカーのパッケージなのかもしれないですけど、ああいうのも含めて、あとそれを各所管でも見れるようにとか、もしよければ歩いていった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

できれば、区民も本当はあれ、もっといろいろな場で見れば、皆さん賛同してくれると思うので、ぜひそういう区民にも見れるような場とか、あともう一つは、他部署のところでも見れるような工夫をしていただければと要望だけさせていただきます。

委員長 要望でいいのか。

青鹿公男 委員 はい、要望でいいです。

委員長 中嶋委員。

中嶋恵 委員 私も要望なんですけれども、ちょうど1年前ぐらいにまちづくりDX勉強会、技監が、建物の用途だったりとか3D模型を目の前にして、分かりやすく丁寧にプレゼンをしてくださってありがとうございます。

こちらの報告とは直接はちょっと関係ないかもしれないんですけども、そういった3Dの活用をすることによって、大変イメージが湧きやすくて、DX勉強会をもっともっと幅広く拡大してほしいなというところで、勉強会のほうも進めていただけることを強く要望いたします、よろしくをお願いします。

委員長 勉強会の拡大、よろしくお願いたします。

ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、上野地区まちづくり推進について及び国立西洋美術館周辺における良好な景観形成の推進について、地域整備第一課長、報告願います。

地域整備第一課長。

長廣成彦 地域整備第一課長 それでは、上野地区まちづくり推進について説明いたします。

資料10をご覧ください。項番1、背景・目的でございます。本取組は、ビジョンに掲げる将来像実現に向け、都市空間の再編やウォーカブルなまちづくりの推進により、国際競争力の強化や持続的な発展につなげていくことを目的としております。

項番2、令和7年度の主な取組でございます。(1)上野地区の都市空間の再編に向けた取組です。以下のとおり、今後のまちづくりにおける3つの視点を整理し、令和9年に都市空間再編の方向性を発表することを目指すといった今後の進め方と併せまして、ビジョン推進会議にて共有をいたしました。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。上段の図版は、上野駅周辺の歩行者ネットワークのイメージ例で、今後、検討を深度化してまいります。

(2)ウォーカブルなまちづくりの推進に向けた取組です。昨年、第4回定例会で報告いたしましたとおり、今年度は中央通り等におきまして、将来像等検討のための社会実験を実施いたしました。

また、第62号線につきましては、昨年度の基本設計を基に、関係機関等と協議、調整に取り組んでまいりました。こちらにつきましては、引き続き、それらの状況を踏まえながら対応してまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。(3)地域主体のまちづくり活動の推進に向けた取組です。地域のまちづくり団体等と意見交換を実施し、まちづくり活動を下支えするための仕組み等の検討に取り組んでまいりました。

項番3、令和8年度の主な取組でございます。以下のとおり、上野駅周辺の都市基盤や駐車場地域ルール、国際競争力の強化に資する都市機能の誘導方策の検討に取り組むほか、中央通り等の将来像の検討や、まちづくり活動を下支えする公民学連携の競争基盤、組織となるエリアプラットフォームの構築を目指してまいります。

項番4、予算額(案)は、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、国立西洋美術館周辺における良好な景観形成の推進について説明いたします。

資料11をご覧ください。項番1、背景・目的でございます。上野地区では、世界遺産のあるまちにふさわしい景観を形成していくことを目的に、昨年7月から景観形成ガイドラインの運用を開始しております。本ガイドラインでは、国立西洋美術館前庭から見える屋外広告物に係る制限を定めており、今後、この内容を景観計画に位置づける予定でございます。

そこで、国立西洋美術館周辺における良好な景観の形成を図るため、制限の実効性強化及び既存不適格となる屋外広告物の撤去等の誘導に取り組んでまいります。

項番2、台東区景観計画(改訂版)国立西洋美術館前庭から見える範囲内における制限(案)でございます。(1)制限の範囲及び(2)対象区分と表示等の制限に関する事項は、記載のとおりでございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番3、前庭から見える屋外広告物の表示等の禁止に向けた東京都への手続でございます。東京都屋外広告物条例に基づく禁止区域の指定に向け、東京都に対して諸般の手続を行ってまいります。

項番4、既存不適格となる屋外広告物の撤去等に係る助成制度の新設でございます。今後、表示等が禁止されることとなる既存の屋外広告物の円滑な撤去等の誘導を促すため、以下のとおり助成制度を新設いたします。

項番5、予算額(案)及び項番6、今後の予定は、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

副委員長(大浦美鈴) 初めに、上野地区まちづくり推進について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副委員長 では、ただいまの報告について、ご了承願います。

副委員長 次に、国立西洋美術館周辺における良好な景観形成の推進について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

副委員長 では、ただいまの報告については、ご了承願います。

副委員長 それでは、浅草地区まちづくり推進について、雷門通りにおける社会実験の実施結果について及び北部地区まちづくり推進の取組について、地域整備第二課長、報告願います。
地域整備第二課長。

門倉和広 地域整備第二課長 それでは、浅草地区まちづくり推進について説明いたします。
事前資料4をご覧ください。項番1未来図案についてです。(1)パブリックコメント実施結果です。

別紙1をご覧ください。パブリックコメントでは、1人から1件ご意見をいただきました。ご意見としては、区には浅草の周りの地域の住民の暮らしや住民同士の交流のことも考えてほしいと思うという趣旨の内容となります。区の考え方としては、浅草中心部のみならず、周辺エリアにおいても、地域特性を生かした環境づくりを推進するとしています。

資料1ページにお戻りください。(2)その他の意見聴取です。都市計画審議会からは、まちづくりのアイデアの中に、子育て世代や高齢者の意見があったほうがよいというご意見をいただきました。

(3)中間のまとめからの主な変更内容です。 章のコンセプトの実現に向け大切にしたいポイントでは、文章や図に多様な地域特性を有する表現を追加しました。 及び の 章、戦略的まちづくりプログラムでは、第4回定例会における本委員会での中間案に関するご意見やパブリックコメントのご意見も踏まえ、新たなまちづくりプログラムとして、観音裏や西浅草など、浅草寺周辺の地域における魅力ある地域の資源と住み心地のよい環境の維持、保全を推進するプログラムを追加しました。

(4)未来図案(案)です。別紙2が本編、別紙3がまちづくりに関する基礎データ等をまとめた資料編となります。

2ページをご覧ください。項番2、令和8年度の取組についてです。(1)推進体制です。戦略的まちづくりプログラムのテーマに応じて、協議会等の検討体制を設け、実現に向けた検討を進めていくとともに、未来図案に関する取組の進捗等について、報告、共有を図る連絡調整会議を関係者と設け、推進します。

(2)主な取組内容についてです。1点目として、浅草駅及び隅田川周辺の都市空間再編に向け、駅や水辺とまちをつなぐ滞留空間の創出や交通結節機能の拡充等を図るため、都市基盤整備の方向性を検討します。

2点目として、今年度に引き続き、雷門通り等において、歩行者空間の拡充に向けた社会実験など、今後の公共空間の利活用について検証します。

3点目として、浅草の町並み形成に関わる浅草寺周辺や夜間の景観等の実態把握を行うとともに、今後の規制誘導の在り方について地域と意見交換を実施します。

項番3、予算額(案)及び項番4、今後の予定は、記載のとおりです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

説明は以上です。

続きまして、雷門通りにおける社会実験の実施結果について説明いたします。

資料12をご覧ください。項番1、目的です。安全かつ快適に回遊できる歩行者空間の拡充や滞留空間の創出を進めていくため、社会実験を実施し、より快適な公共空間の利活用方を検討していきます。

項番2、実施結果についてです。(1)日時、(2)実施箇所、(3)実施主体は、資料記載のとおりです。

(4)実施状況です。下の写真のとおり、実施中は多くの歩行者が車道を歩き、歩道の混雑が見られなくなりました。

2ページをご覧ください。社会実験前後の状況写真ですが、歩道に多くの歩行者がおり、歩きにくい状況となっています。

(5)アンケート調査です。社会実験時に歩行者の方を対象にアンケート調査を実施し、281人の方から回答をいただきました。は来訪回数を、はふだんの混雑に対する印象の結果を示しています。来訪回数が2回目以上であると回答した方は9割以上と多く、そのうちの6割以上が、ふだんは混雑して歩きづらかったと回答しています。

3ページをご覧ください。は社会実験に対する評価を、は評価理由の結果を示しています。社会実験について、9割の方が肯定的な評価をしており、その理由としては、歩きやすさや写真が撮りやすいといった意見が多かったです。

は社会実験の継続に対する意見を、は将来の雷門通りに対する意見の結果を示しています。社会実験の継続について、約9割の方が肯定的な意見であり、将来の雷門通りに対しては、歩きやすくなってほしいという回答が最も多かったです。

(6)その他の調査ですが、アンケート調査のほかに、歩行者や周辺交通への影響調査も実施しており、現在解析中です。

また、社会実験に関して、区へ寄せられた問合せは7件ありましたが、その主なものとしては、社会実験そのものの目的や内容、路線バスの迂回に関するものでした。

説明は以上です。

続きまして、北部地区まちづくり推進の取組について説明いたします。資料13をご覧ください。

項番1、概要です。北部地区では空き家・空き店舗を活用し、にぎわいを誘導することで、まちの魅力向上と地域コミュニティの活性化を目的としたリノベーション型まちづくりに取り組んでいます。

項番2、北部地区まちづくりの方向性についてです。北部地区まちづくりとしては、子育て世代をはじめとする多様な世代が安心して住み続けられるまちの実現を目指してまいります。

項番3、令和8年度の主な取組についてです。マッチングの支援を行う中で明確になった課題を解消するため、3つの主な取組により支援を充実していきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1点目として、台東区空き家・空き店舗リノベーション準備助成制度の創設です。残置物の撤去などが課題となり貸し出すまでには至らない物件があることから、物件所有者に対し、物件を貸し出すまでにかかる費用の一部について助成を行います。制度の主な内容は記載のとおりです。

2点目として、台東区リノベーションパートナー制度の創設です。業者を探す手間と時間を軽減させるため、地元企業などをパートナーとして登録を募り、区から物件所有者と出店希望者に対し、業者を紹介する制度を創設します。

2ページをご覧ください。パートナー候補としては不動産会社などを想定しており、主な登録要件は記載のとおりです。

3点目として、コーディネーターによる支援の実施です。物件所有者や出店希望事業者に対し、事業検討の初期段階から総合的な支援を行うコーディネーターを派遣します。コーディネーターの主な役割は、物件を貸し出す上での注意点や助言など、記載のとおりです。

3ページの別紙をご覧ください。こちらはパートナー制度やコーディネーター支援のイメージを表したものです。従来は物件所有者などが自身で業者を探すなど、大きな負担がありました。今後は台東区が窓口となり、パートナーを紹介し、コーディネーターが総合的な支援を実施することでその負担を減らせるようにしていきます。

資料2ページにお戻りください。北部地区の空き家・空き店舗の活用にあたっては、産業振興課と連携し取組を促進していきます。

項番4、予算額(案)は記載のとおりです。

ご報告は以上です。よろしくお願いたします。

副委員長 では、初めに、浅草地区まちづくり推進について、ご質問がありましたら、どうぞ。

松村委員。

松村智成 委員 ちょっと長くなります。まず、本議案の策定に向け多大なご尽力いただきましたことは、皆様に対して高く評価させていただきます。本当にありがとうございます。

今回のビジョンは、2028年の浅草寺創建1,400年や2030年の震災復興100周年といった地域の使命を重要な点ときちんと置いていただき、2047年まで振興イメージを具体化して、区民が将来を、自分の年取りやすい優れた構成になっているんじゃないかなというふうに思います。

また、観光一辺倒ではなく、観音裏や西浅草といった住まうエリアの営みや産業にも光当てた点と、また、さらには住民や来街者の視点による物語を挿入して、目指すべき過ごしやすさの質を可視化したことも非常に実効性を期待させるものであるというふうに思うところではございます。

ただ、その中で、全体の懸念事項等を何点か出させていただきます。この上で、実務的な観点から数点言います。

第1に、具体的ルールの着地点についてですが、本図案に浅草独自のルールという言葉が、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私もよく使うんですけども、よく出てきますが、高さ制限とか意匠とか、広告物の色彩等の方向性がまだ抽象的だったのかなというふうに思います。地区内の建物は大半が築40年を超え、うちの実家もそうなんですけれども、一斉に更新時期を迎えることになるかと思っています。ルール策定が中長期のステップとしてされている項目等もあったんですけども、早期のガイドラインの提示がなければ無秩序な更新が進んでしまうおそれがあるのかなというふうに思っています。

第2に、新たなモビリティと歩行者の空間調整で、20年後の自動走行モビリティ等の導入を見据えるということになっていたと思うんですけども、現状の混雑した歩行空間とどのように物理的に分けるのか。恐らく雷門通りにおける社会実験がかなり、何ていうのかな、実効性を持たせていくことになるのかなというふうに思いますが、そこについて後で教えてください。

それから、第3に広域連携の具体性で、隅田川を中心とした活性化には、対岸の墨田区との景観とか機能の整合性が不可欠じゃないかなと思います。行政の枠組みを超えた連携体制をどう構築するのか、もし、現時点でいいんですけども、具体的なビジョンがあったら教えてください。

第4に、にぎわいの分散による副作用の対策として、住民のプライバシーや生活を守るため、マナー啓発にとどまらない物理的なゾーニングという考え方が必要じゃないかなというふうに思いますが、もし、ここも答えられれば教えていただきたいなというふうに思います。

というのも、やはり人の回遊性とかにぎわいを創出することによって、住まいが多くある、例えば観音裏とかに人が流入することによって、これまでにない、何ていうのかな、懸念事項、あつれきが生まれてしまう可能性もあつたりします。そういった点、どういうふうに捉えているのかを教えていただきたいと思います。

それから、大きくいって、あとは花川戸の話に入ります。それから、花川戸について、いつもいつもこればかり、ちょっと申し訳ないんですが、東武の駅舎が、もう、たしか建物が築90年になる建物になります。物理的に、これ、ちょっと花川戸のまちの方との話合いも必要になりますけれども、駅舎をどのようにしていくのか。やはりこれ、非常に重要なことなので、なるべく早めに、まちでもっと情報というか、意見を集約し、橋上の駅の計画になるのか、地上に持っていくのか、これをやはり早めに決めて、そこでまちをつくっていくための絵を構成していきたいなというふうに思いますので、その点について、もしお考えがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

例えば、あとは要望としては伝法院通りから浅草駅の北口、助六夢通りの活用、つまり、何でしたか、東武が造った、歩いてくれる、マリンウォークじゃなくて何でしたか、スカイウォーク、スカイウォークだ。から台東区に入った側の活用方法等がもしあれば、ちょっとぜひ早めに出していただきたいなというふうにあります。

そもそもが、先ほど申し上げたとおり、令和8年3月の台東区景観計画改定に合わせて、花

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

川戸周辺だけでも、先行として浅草独自の意匠のガイドラインを運用を開始すべきじゃないかなというふうに思います。というのが、実はうちの近所でも新築マンション工事が大分計画が進んでいます。それが建った後だとなかなか、やり始めた後だと、要は交渉が難しくなってくる可能性がありますので、そこについてもぜひご検討いただきたいなというふうに思います。やはりそうですね、2028年の節目を待たずに、ちょっとルールを早めに作成していきたいなというところですかね。

それと、あと、いっぱいあって申し訳ない。隅田公園の活用と水上バス等のやり方なんですけど、防災船着場の平常時利用における、このネットワークというのは、都や事業者と具体的な協議を行っているのか、もしあれば教えていただきたいなと思います。隅田公園の再整備には、ここってやはり観光バスの情報とか、手荷物預かりなど、交通結線の設定としての機能がかなり重要になってくるところもあつたりするので、その辺も踏まえてお考えいただきたい。

あとは、質問等でも入れたオーバーツーリズム対策。住宅街への流入による、先ほど申し上げた騒音などの懸念に対して、物理的なゾーニングを行うのかどうかも考えているのか、もしあれば教えていただきたい。

取りあえずここまでで、あと、お答えいただいたらもう1個だけ質問しますので、ちょっと意地悪ですみません。

委員長 いっぱいあるな。

松村智成 委員 いっぱいあるんですよ。ちょっとこれに、思いについては非常に強いので、何とかよろしく願います。

委員長 いいよ、がんがんやってよ。

じゃあ、地域整備第二課長。

門倉和広 地域整備第二課長 まずは1点目の高さ制限であつたり、景観であつたり、早期のガイドラインの必要性についてということで、そちらは我々も、今、マンションのほうがかんどん建っていつているということは認識しており、早急な対応が必要だということは認識しております。

来年度、景観の基礎調査というところで、浅草寺周辺であつたり、夜間景観とか、その辺りの基礎調査は実施していつて、そこで、今後の規制誘導の在り方、例えばガイドラインが必要なのか、もっと強制力があるような条例みたいなのが必要なのか、そういった在り方について検討していきたいと考えております。

2点目のモビリティの関係で、今後、自動運転とかが走るに当たって、今の歩行者とどうすみ分けるかといった点ですけれども、今、雷門通りでは歩行者優先のという形で、先日も通行止めをした社会実験を行いましたけど、モビリティとの共存というの、非常に重要だと考えております。

ただ、例えば浅草寺とか、浅草中心部は人だけ、その周辺は自動運転で周辺の大きい道路を回るとか、やり方は多分いろいろ出てくるかと思えます。その中で、自転車は歩行者と一緒に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

共存するとか、様々なケースが考えられますので、こちら、慎重に地域の方とも会話をしながら、意見交換しながら進めていきたいと考えております。

3点目の隅田川、墨田区との行政を超えた連携というところですが、今回ビジョンを策定するに当たりまして、策定委員会を設置して、その中には墨田区の職員、部長級の方も参加していただいて、墨田区とは連携してやっていきたいと。先日の社会実験にも墨田区の方は来られて、あそこからスカイツリーが非常によく、近く見えるということで、浅草とスカイツリーの距離感というのももう目に見えて分かるようなことがありましたので、そういったところで行政間の連絡というのは、ビジョンの策定などのほうからいろいろと図っているところです。

4点目のマナーの啓発、観音裏であったり、住宅があるところのマナーの啓発ですが、まさに今回、新しくプログラムのほうで追加させていただきまして、そのところになると思うんですが、観音裏とか西浅草というのは、施設の中、都市基盤を整備するとかいうのではなく、住宅と観光が共存しているところですので、いかに今の暮らしを守っていくのか。こういったところは、まずは地域の方々と話し合う場が必要かなというふうに考えています。そういったところで、まずそこから進めていきたいと考えているところです。

今あるものを継続するというの、非常に多分、難しい部分ではあるんですが、そこは我々行政だけではなくて、地域の方がどう考えているのか、そういったものをどんどん吸い上げて一緒になってやっていきたいと考えております。

5点目の花川戸の東武浅草駅、90年たっているけれども、駅舎どうしていくのか、橋の上に持っていくのかとかいうお話ですが、まさに来年度からプログラム3のところ、東武浅草駅周辺のまちづくりについて、来年度から鉄道事業者、東京都、国、舟運事業者、そういったところと協議会を設けて、本格的に検討を実施していきます。今の段階で川の上に置くとかいうのはなかなか言えない部分ありますけれども、東京都の河川部も一緒になって協議していきますので、そういったところは本当にもう早くやっていきたいなと。あと、地域の方にどういふに合意を取っていくのかということも慎重に進めていきたいと思っております。

あと、6点目の隅田公園と船着場のあたりを具体的に協議を行っているかというところですが、こちらはちょっと具体的な協議はまだ行っておりません。ビジョンのほうで、こうあったらいいなって、目指す方向はうたっています。また、東京都の河川部のほうも、隅田川の在り方検討というもので、舟運は活性化していきましょうということもうたっていますので、方向性は同じ方向を向いていると認識しています。

あと、最後、7点目のオーバーツーリズムのゾーニングですが、今、浅草寺周辺に人が集中している。それを、例えば観音裏とか周辺に人を持っていくことが果たしていいのかって、まちの方と話ししている中でも、浅草に来た方は、1か所来て、またどっか行って、何か所も回遊するというよりも、ある程度目的を持って来ているところがあるということなので、そういった人の観光客の動向とか、そういったところも注視して、オーバーツーリズムに

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

対してはちょっと対応していきたいと思っています。

以上になります。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 すみません、ちょっと五月雨式な質問になってしまって本当申し訳ない。それ、全部お答えいただきましてありがとうございました。

これ、実は花川戸の若手の人たちと打合せというか、ちょっと飲みながら話をしていたときに出てきた内容を大体集約した内容になります。これ、やはり地域の人たちの思いとしては、これについてはぜひ協力して前向きに取り組んでいきたいという強い思いがあるのだけは分かっていたかいたいんですね。ただ、その中でやはり、すごく懸念すべき事項が、先ほどもご答弁いただきました、早急に対応すると言っていた、新たな建物がこれからどんどん建築が進んでいる中で、どのような対応をしていくのが一番望むべきなのか。我々が言ったところで、個人の資産に対してどうこう言えるものでもないで、やはり方向性を早めに、景観については示していきたいなというので、例えば今年の3月の景観計画策定が浅草独自のラインということで、早期にこれって対応、要はできないのかなというのがまず1点、考えておいてもらいたいというのが要望がまず1点と、それと、雷門通りの1月の社会実験をどう、この後も話が出るかもしれませんが、並木通りとか助六夢通りの歩道の拡幅の恒久化とか、そういったのを広く展開できるように、雷門の実験についても、ぜひうまく絡めながらやっていっていただきたいという、この要望を2ついたしましたして、ちょっと長くなりましたが、以上にしたいと思います。

委員長 要望ですね。

高森委員。

高森喜美子 委員 来年度から本格的に都市基盤の整備に関して、各事業者などと具体的な話を進めるということでございますが、喫緊の課題というのは、もう区としても把握しているところだろうと私は思っております。それで、やはり東武鉄道の駅をどうするのかというのは極めて大きな話で、しかもあそこの、今、松屋の建物も老朽化が進んでいる中で、ここをどうするのかというのは、鉄道事業者がどのように決定し、どのように進めていくのかという、その方向性にかかってくる部分ではありますが、今、松村委員言ったように、地域の人たちもそれに応じていいまちづくりをつくっていきいたいんだという希望がある以上は、もっともっと出されたビジョン、冊子見たけれども、それではやはり物足りない。もっと具体的な、もっともっとしっかりとしたビジョンとしての中身、それを求めているんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味では、区が考えている店舗と、それから、民間事業者などが進めていこうとしている店舗が、これ、違っては、全くいいまちづくりになっていかないんじゃないかという心配をしております。それはビジョンの中でも、その辺のところ弱過ぎるということで申し上げているんですけど、ぜひ、この検討を進めていく中で、もっと腹を割って話合いといいま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すかね、もう、もっともっと具体的にさせていただかないと、時間の経過とのずれが大き過ぎてくるのではないかということをお心配していますので、そこは肝に銘じて頑張ってくださいと言っておきます。

委員長 議長。

石川義弘 議長 ちょっと一言だけね。実は業平の東京スカイツリー駅が、今、ホームが2つになってきています。これ、知っていらっしゃると思うんですけども。押上の京成の駅から成田まで40分という、上野があまりにも混んでいるので、そちらからも今度は出すという話になってきています。

東武さんは、きっとそれも含めて駅のことは考えているとは思いますが、浅草としても世界からの出入口、玄関口というものに関しては、やはりこれ、外しちゃいけないんだと思っっているんですよ。この辺は、今のままでいったらきっと押上が玄関口になってきてしまう可能性が出て来ちゃっています。特に、逆に言うと半蔵門線もあるんで、向こうに引っ張られていくと逆効果になっちゃいますんで、浅草と、東武の駅と、都営地下鉄の駅、銀座線の駅も含めて、ここを絶対玄関口にしていくんだというような意識まで持ってしっかりやってもらわないと、幾ら駅は変えたけれども、途中で抜いて浅草へ来る人たちは本当に減っちゃったんだというんじゃない、これじゃ意味がないですから、ぜひこの辺のことは、東武さんにしっかり話ができる方法。

それからもう一つ、逆言うと台東区でも、再開発に対して台東区抜かしたらできないというような意識を持ってもらったほうがいいと思うんで、できれば周辺地区に、台東区としても自分の土地を確保するというのも一つ考えていく必要があるんじゃないかと思っています。やはり土地を持って勝負していくのと、口を出していけないというのでは全然違いますから、ぜひその辺も含めて検討してはしていただけたほうがいいかな。しっかりした意見を言える立場に自分たちを置いておく必要もあると思うんで、この辺ぜひ検討していただければなと思っていますんで、よろしくをお願いします。

委員長 今回の浅草地区のまちづくり推進、本当に多くの意見、また、要望がありました。強い決意を持って取り組んでいただきたいことを私からも要望させていただきます。

ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、雷門通りにおける社会実験の実施結果について、ご質問がありましたら、どうぞ。

委員長 大浦副委員長。

大浦美鈴 副委員長 いいですか。ありがとうございます。

この雷門通りの社会実験、実際に行ってみて、もう本当に景色が違うといいですか、結構驚いたんですね。やはり実験した価値はあったなと強く思っています。

これからの予定なんですけれど、範囲を広げるとか、方向性についてちょっとお伺いしたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

です。

委員長 地域整備第二課長。

門倉和広 地域整備第二課長 お答えいたします。今年度に引き続き、来年度も雷門通り等では社会実験は継続して実施していく予定です。範囲につきましても、例えばオレンジ通りぐらいいまで広げる、並木通りも含めてやるとか、ちょっと範囲を広げてやっていきたいと思っています。やる範囲等につきましても、地域の方々とも意見交換をしながら決めていきたいと思っています。

以上です。

委員長 大浦副委員長。

大浦美鈴 副委員長 分かりました。地域の方と相談しながら、あの混雑が少しでも避けられるというのは非常に画期的なことだと思うので、よく考えてやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、北部地区まちづくり推進の取組について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

青鹿公男 委員 私、1点だけです。北部のまちづくりについては、リノベーションを軸に方向性が示されております。その中で、今後実施される事業や助成制度は、その方針と確実に整合していることが今後重要になってくると私も考えていまして、そこでちょっと質問なんですが、ここにも出ているような各種事業の実施に当たって、北部まちづくりの方向性との適合性をどのように今後担保していくのか、あと、助成要件や、例えば審査基準の中で今後整理していくという理解でいいのか、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいんですが。

委員長 地域整備第二課長。

門倉和広 地域整備第二課長 お答えいたします。第4回定例会でも北部地区まちづくりの方向性についてご報告させていただいたところです。今回こちらの来年度からの取組につきましては、その趣旨にのっとったことを推進していく、委員おっしゃった趣旨と同じで、そういったところに助成していくことを考えています。

例えばリノベーション準備助成制度、こちらにつきましては、所有者様がテナント募集の際に、区が抱える北部地区のまちづくりの方向性に合った事業者の入居をPRするようにお願いをするなり、そういった形で今進めていきたいと考えております。

委員長 青鹿委員。

青鹿公男 委員 安心しました。何でもかんでもじゃなくて、リノベーションが前提になるよというのを忘れないでいただいて、その辺はしっかり見ていただければと要望させていただきます。

以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 高森委員。

高森喜美子 委員 この北部のまちづくりというのは極めて大事で、こうやってこれからしっかりと空き店舗対策などをやっていこうというのは賛成なんですね。その中で、この区民のそうしたニーズが区とどうやってつながるのかというところが、これ、肝で、そここのところがしっかりとつながっていきませんか、せっかく制度があっても、それ知らなかったよという話になりかねないんですね。

なので、この制度がしっかり運用されていくために何か考えている、特別に考えていることがあるのかどうかというところだけ教えてもらえますか。

委員長 地域整備第二課長。

門倉和広 地域整備第二課長 来年度、空き家・空き店舗活用を進める上で、まず、区の考えはこういう考えを持って進めていきますということを行うんですけども、今、面的に北部地区全体にチラシのほうを、例えば空き家・空き物件とかありませんかというのを周知していく、今、予定をしております。その中には区の考え方というのを明記していきますので、そういった形で幅広く周知のほうはしていきたいと考えております。

委員長 高森委員。

高森喜美子 委員 そうやって周知していただくというのは大変重要なんですが、一方で、やはりまちの中にある不動産屋さんとか専門的な業者がいるわけで、そういうところと区が連携取れるのかどうかというのを、今まであまりそういうことやったことないかなと思っていますので、そこもちょっとやり方を考えていただきたいなことだけお願いしておきます。

委員長 村上委員。

村上浩一郎 委員 私も北部に住んでいる人間として、やはり区が今いろいろな空き家ですとか、空き店舗ですか、ということがありますので、私なりに何件かご提案を申し上げたんですが、なかなか、先ほど松村委員のあったように、今、一人でお住まいの方が多くて、なおかつご高齢となると、なかなかイノベーションにお金をかけるということが非常に負担になるということをよくお聞きしておりますが、私の説明が足りないのか、ご理解いただけないかもしれませんが、今後、今、この区が対応しているこの事業を進めていただくことによって、1軒でも空き家が減っていくことを願っておりますので、強く要望だけさせていただきたいと思えます。

以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思えます。午後は1時10分に再開いたしますので、よろしくお願いいいたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時08分再開

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ただいまから産業建設委員会を再開いたします。

委員長 初めに、都市計画課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

都市計画課長。

反町英典 都市計画課長 先ほど台東区駐車場整備計画の際に、松村委員のほうからご質問があった際、駐車地域ルールについて、12か所、現在設定されているというふうにご答弁させていただきましたが、現在23区内では15か所設定されているところの誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

委員長 次に、北部地区防災性向上の推進事業の延長について、地域整備第二課長、報告願います。

地域整備第二課長。

門倉和広 地域整備第二課長 それでは、北部地区防災性向上の推進事業の延長について説明いたします。資料14をご覧ください。

項番1、事業概要です。安全な市街地形成を図るため、木造建築物から準耐火、耐火建築物等への建て替えを支援する事業を平成29年度から実施し、令和7年度末が期限となっています。目標は、市街地の燃えにくさを表す指標である不燃領域率が70%に到達することです。事業地区は、不燃領域率が60%に達していない地区をA地区、60%に達しているが70%に達していない地区をB地区として分類しています。各地区における支援事業内容は、表の右側に記載している内容となります。

項番2、事業の成果です。令和6年度末において、A地区の橋場二丁目が不燃領域率60%に到達し、B地区の東浅草一丁目と清川二丁目が不燃領域率70%に到達しました。なお、不燃化建て替え助成の対象となっているA地区の不燃領域率推移を表にまとめましたので、参考までにご覧ください。

2ページをご覧ください。項番3、事業の変更内容です。(1)事業期間の延長です。不燃領域率が目標に到達していない地区があるため、東京都の補助制度の期限である令和12年度末までの5か年延長します。

(2)各地区における対象町丁目の変更です。表をご覧ください。不燃領域率が60%に到達した橋場二丁目をA地区から削除し、B地区に追加します。また、不燃領域率が70%に到達した東浅草一丁目及び清川二丁目をB地区から削除します。

3ページの別紙をご覧ください。図1の現事業地区から令和8年度以降は図2のように変更となります。

資料の2ページにお戻りください。項番4、予算額(案)は記載のとおりです。

ご報告は以上です。よろしくお願いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、密集住宅市街地整備促進事業の取組について、地域整備第三課長、報告願います。

地域整備第三課長。

行天寿朗 地域整備第三課長 それでは、谷中の防災まちづくりの取組、密集住宅市街地整備促進事業についてご説明をいたします。資料をご覧ください。

項番1、事業概要です。老朽木造住宅が密集し、道路や公園等が未整備なため、震災時に多大な被害が予想される谷中二、三、五丁目において、防災性向上と住環境改善を図る事業でございます。事業期間については、現在、次年度以降への延伸手続を進めておりまして、令和12年度までの予定となっております。(3)不燃領域率ですが、こちらは市街地の燃え広がりにくさを示す指標のことです。目標値70%、この目標値に対しまして、令和6年末で52.3%となっており、まだ整備が必要な状況でございます。(4)整備概要です。道路拡幅整備、不燃化建て替え促進等を実施しております。

項番2、令和8年度の主な取組内容です。(1)主要生活道路の主な取組としまして、用地の取得及び整備に向けた調査等を実施するというところで、恐れ入りますが3ページをご覧ください。赤の凡例でお示ししている箇所、こちらが主要生活道路A路線、六阿弥陀通りに位置する道路用地ですが、こちらの赤い箇所ですね、用地を取得いたします。

1ページお戻りください。項番2の(2)不燃化特区制度の一部拡充についてです。東京都指定の不燃化特区については、現行の指定期間、令和7年度までとなっております、令和8年度から12年度までの継続の指定に向けて都と調整を行っているところでございます。整備目標である不燃領域率70%に向けて、より一層不燃化の促進を図るため、令和8年度より制度の一部を拡充いたします。対象地域は谷中二、三、五丁目、拡充内容は、老朽建築物除却助成の上限額の引上げでございます。下の表をご覧ください。表の左側が現行の助成内容、上限額150万円、右側の欄が改正案でございます。こちら上限額を300万円に引き上げいたします。

2ページをご覧ください。(1)令和8年度の予算額として記載の額を計上しております。

(2)令和7年度補正予算額です。繰越明許費3,485万3,000円計上しております。

3ページの事業箇所図で緑の凡例でお示しをしている箇所、こちらG路線の道路用地なんです、こちらの用地についての予算でございます。こちら、用地取得の契約を行わせていただきましたが、対象の共同住宅の借家人の移転先がまだ決まっていないことから、今年度の完了ができないこととなりました。そのため、こちら、移転に係る対象経費、移転補償費ですね、繰越明許費として計上させていただきました。

項番4、今後の予定でございます。新年度に入りまして、4月に不燃化特区制度、今申し上

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

げたとおり一部拡充をいたします。その後6月に財産価格審議会により土地取得の金額を確定して、8月以降にあの赤い箇所土地の売買契約締結等を行う予定でございます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願ひます。

委員長 次に、台東区耐震改修促進計画の改定について、緊急輸送道路沿道建築物における耐震改修工事等に対する助成制度の拡充について及び建築計画概要書等の自動交付環境整備について、建築課長、報告願ひます。

建築課長。

松崎晴生 建築課長 それでは、都市づくり部報告事項16、台東区耐震改修促進計画の改定についてをご説明いたします。資料16をご覧ください。

項番1、背景と目的でございます。区では平成20年3月に台東区耐震改修促進計画を策定し、平成28年度及び令和3年度に改定を行ってまいりました。国や東京都も中長期的な方向性を示し、見直しを図っていることから、本区においても引き続き災害に強い台東区の実現を目指してまいります。

項番2、本区における耐震化の状況と課題でございます。区では様々な改善支援策を取り組んできましたが、住宅緊急輸送道路沿道建築物は未耐震の建物が一定数残っており、目標達成が厳しい状況です。ブロック塀においても、通学路沿道の未改善の箇所が残っております。

各対象の耐震化率の現状と目標につきましては、恐れ入りますが2ページの表をご覧ください。耐震化率について、左から現計画に記載のある令和2年度末の数値、現状の数値、現計画に記載のある令和8年度末の目標数値を記載しておりますが、目標達成が厳しく、引き続き耐震化の促進に向けた対応が必要であります。そのため、現行計画の実施状況や今後の実施手法等を踏まえた改定を行います。

項番3、改定作業における主な検討事項でございます。国等の方針を踏まえた目標設定の考え方や対象区分に関する課題を整理し、重点的に取り組む分野及び実施手法の検討を行ってまいります。

項番4、予算額(案)でございます。資料記載のとおりでございます。

項番5、今後の予定でございます。令和9年3月末の耐震改修促進計画改定を目指し、記載の予定に示すとおり進めてまいります。

ご説明は以上です。

続きまして、報告事項17、緊急輸送道路沿道建築物における耐震改修工事等に対する助成制度の拡充についてをご説明いたします。資料17をご覧ください。

項番1、これまでの経緯でございます。区では平成23年度より耐震改修促進計画に基づき、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化を推進してまいりました。しかしながら、表1にお示しするとおり、特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路ともに令和8年度の目標値への達成は厳しい状況でございます。

項番2、主な課題でございます。災害時における緊急輸送道路の通行機能確保は重要な課題であります。緊急輸送道路沿道建築物は、耐震化を行うのに際し所有者の経済負担が大きいことから、助成制度の見直しにより所有者の負担の軽減を図ることが重要であると考えております。

項番3、令和8年度以降の助成制度についてでございます。先ほどの課題を踏まえ、区といったしましては令和8年度以降助成制度の見直しを図ることといたします。恐れ入りますが、次ページの表2及び表3をご覧ください。

補強設計及び耐震改修工事助成につきましては、助成対象費用区分による助成率の低減をなくし、費用規模を問わず助成いたします。これにより、所有者の自己負担を大幅に軽減し、耐震改修事業の実施を促進してまいります。

項番4、予算額(案)でございます。予算額(案)は資料記載のとおりです。

項番5、今後の予定でございます。4月から改正後の支援制度を開始する予定でございます。ご説明は以上です。

続きまして、報告事項18、建築計画概要書等の自動交付環境整備についてをご説明いたします。資料18をご覧ください。

項番1、目的でございます。建築計画概要書等の交付事務は、従来職員による窓口対応中心の運用から自動閲覧や自動交付を活用した運用に移行することで、行政サービスの向上や安定的な行政情報提供の基盤整備を図るものでございます。

項番2、概要書等の位置づけでございます。概要書等は違反建築物の未然防止や確認済み証が交付されていない建物の売買防止を目的として、建築基準法に基づき誰でも区の窓口での閲覧や交付申請ができるもので、年間約1万3,000件の閲覧や交付の実績がございます。

項番3、取組の概要でございます。概要書等の交付事務につきましては、平成18年度より建築確認事務等地図管理システムを導入し、窓口対応を基本とした事務を行っております。

一方で、行政手続のデジタル化が進展する中、利用件数の多く、第三者利用が前提となる概要書等につきましては、その提供形態等について見直ししていくことが求められていることから、主に3つの取組を進めてまいります。

1つ目は印影や電話番号等の秘匿対象情報の整理と秘匿処理などの自動交付に適したデータを整備します。2つ目は、確認システムに指定確認検査機関から電子報告機能を追加し、概要書等のデータの自動取得可能な環境を整備します。3つ目はセキュリティー対策の機器等の導入により、申請者が自ら行える概要書等の自動交付環境を整備します。恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

項番4、期待される効果でございますが、主に3点でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1つ目が、操作しやすい環境の構築や情報の整理・標準化による検索性の向上により、来庁者が迅速かつ容易に正しい概要書等を取得することが可能となり、利便性が向上します。2つ目は、行政手続のデジタル化に対応した情報を提供できる環境が整備され、将来にわたり継続的なサービス提供が可能となります。3つ目は、質の高いデータが整備され、GISや3D都市モデルなどの連携を見据えた都市整備・防災施策の基礎的なデータ基盤が整備されます。

項番5、予算額(案)につきましては資料に記載のとおりです。債務負担行為にて令和9年度も実施いたします。

項番6、今後の予定でございます。4月以降に業務委託契約を交わし、令和9年11月以降の稼働に向けて環境整備を進めてまいります。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、台東区耐震改修促進計画の改定について、ご質問がありましたら、どうぞ。青鹿委員。

青鹿公男 委員 1点だけ、裏面のほうにある表のところ、耐震化の現状の一番下のブロック塀のところでお伺いします。これは84か所のうち42か所ということで、半分になっておりますが、これはたしか2018年の大阪府北部地震で登校中の女子が亡くなってからなので、8年ぐらい、ちょっとたっているかなというふうに思います。ここは通学路というふうにも書いてございますので早めにご対応いただきたいのですが、なかなか進まない理由とか、もしあれば教えていただければと思います。

委員長 建築課長。

松崎晴生 建築課長 建物を造る際に道路後退が発生する建築基準法第42条2項道路に面しているもので、塀と建物が道路後退の範囲に入っているものとか、あとはお墓のお寺などの塀が残っているという状況で、造り替える際にちょっと様々な課題があることから進捗しないという状況でございます。

委員長 青鹿委員。

青鹿公男 委員 ありがとうございます。

多分民地も絡んできますのでなかなか難しいと思いますが、この辺のところ、補助とかいろいろ制度を使って早めに改修できるようにご対応いただければと、要望だけさせていただきます。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 3点あったんですが、3点目がちょうど青鹿委員と同じ内容だったので、2点聞きます。

一般緊急輸送道路の耐震化率は令和2年度から6年までの4年間で0.6%の進捗にとどまっているんですが、8年度末の目標値90%を達成するには、残り2年で12ポイントも大幅な引上げが必要になってしまうのですが、これまでの、例えば停滞してしまった理由とかは分析しているのか、また、どのような具体策があってこの乖離を埋めていく計画なのかをちょっと教え

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ていただきたいのがまず1点。

あともう一つ、2000年基準以前の木造住宅への対応についてなんですが、1981年の耐震基準以降であった2000年以前の木造建築の耐震性が不十分なものとされておりまして、現在の住宅耐震化率94.4%の算出には、これは2000年基準の数値が含まれていないとのことなんですが、今後これらを未耐震として扱う方針があるのかどうか、また、その場合の耐震化率の再定義と対策はどう考えているのか、もしあれば教えてください。

委員長 建築課長。

松崎晴生 建築課長 一般緊急輸送道路につきましては、特定緊急輸送道路のほうが耐震診断が義務化になっておりましたので、一定の進捗率があったという状況でございます。一般緊急輸送道路につきましても、今、所有者のほうに働きかけ等を行っておりますが、令和6年度に一般緊急輸送道路の範囲を拡大したりとか、そういったこともありますので、また、今回の促進計画改定の中でそちらのほうの数値を的確に把握して耐震化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、すみません、2点目の2000年基準の住宅のことでございますけれども、こちらのほうも令和6年度に追加させていただいた、新たに対象となって追加させていただいているところでございます。この耐震化率につきまして、ちょっと今のパーセントの表し方というのは現計画には含まれておりませんので、ちょっと今後その表示の仕方、一緒に合わせて表示するのか、別に表示するのかというところも踏まえて、次年度の計画で改めてお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 ありがとうございます。

緊急輸送道路の目標達成というのは非常に難しいのは、もう分かっちゃいるんですよ。実際、民間の建物に対してのアクションですから、これ、台東区だけでは対応し切れないというのは十分分かってはいますが、やはりこれって、だからといって放置するわけにもいきませんので、東京都や国と連携していち早く前へ進めていただきたいのが1点と、あと、木造建築の話というのが、何でこれ話ししたかという、実は私の住まいの近くの町会さんで木造建築物が売却されて、これ、ちょっと話飛んじゃうんですけど、民泊に転用されているところがあって、そこが耐震化基準に達していないのに何で許可が下りるのかなとかいうのを、ちょっといろいろ目につくところがあったんで、それでちょっと今、今回確認させてもらったんですけども、それが分かったので、ちょっとこれについてはまだまだ課題は残るとは思いますが、一応今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、緊急輸送道路沿道建築物における耐震改修工事等に対する助成制度の拡充に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ついて、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、建築計画概要書等の自動交付環境整備について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中嶋委員。

中嶋恵 委員 要望というか感想になるんですけども、都市づくり部でデジタル化がなかなか進んでいない中、プラットフォームの活用とかの報告も少ないと思いますので、まちづくりを進めていく中でも、この分野でもっともっと進めてほしいです。

先ほどの報告のあった3D都市モデルとの連携を図ってデジタル化をどんどん進めていただく都市づくりの在り方というのを私、イメージしておりますので、引き続きデジタル化の環境を設備して、活用して、まちづくりの推進に努めていただきたいと要望して終わりにいたします。

委員長 松村委員。

松村智成 委員 これも、ごめんなさい、何点かあります。

自動交付に当たり印影や電話番号などの取得書類、要はその秘密になる部分の処理を行おうとしていますが、年間約1万3,000件の利用実績がある膨大な過去データに対して、人為的なミスを排除して正確に処理を行うためのチェック体制とかいうのは取れているのかなという、ちょっと質問が1点と、あと、導入コストとスケジュールの妥当性なんですが、年間6,138万円の予算投じますけれども、本格稼働が令和9年11月以降となっていて、8年の4月から稼働までの1年半の間、窓口の混乱を避けるための、例えば経過措置だとかなどはどうするお考えがもしあれば教えていただきたいと思います。

委員長 建築課長。

松崎晴生 建築課長 チェック体制につきましては、今現在既存の概要書については秘匿処理されていなくて、職員が自ら今、全部黒塗りして交付しているような状況でございます。これを今、デジタル化をする作業の際に全部秘匿処理されたものをデータとして読み込む予定でありますので、特に間違ふということはない状況でございます。

あと、スケジュールにつきましてはですけども、秘匿作業が1年間ぐらい、やはり、そういった秘匿作業と、あと、同じ敷地に建物が、建て替えとかしてしまっているものとかの確認とか、そういった作業がどうしても1年間ぐらいデータ整備かかってしまいますんで、来年度から一応そのシステムの構築という流れでやっておりますので、それを運用してからの、始まる、多分職員によるサポートをしながら、円滑して来庁者の方が入手できるような体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 松村委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

松村智成 委員 了解しました。これ、導入するのは非常に前向きでいいんですけども、区民の利便性の向上もそうなんですが、まずは職員の方にあまり過度な負担がならないように対応をお願いできればと思います。以上でございます。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、道路愛称名の認定について、道路管理課長、報告願います。

道路管理課長。

三宅哲郎 道路管理課長 それでは、土木担当の1、道路愛称名の認定についてご報告いたします。資料21をご覧ください。

道路愛称名の事業は、区道に愛称をつけることにより、区民や来街者の利便性の向上や道路に愛着を持っていただくことなどを目的に実施しております。今回、町会長からの申請により、新たに3件の認定をするものです。

項番1、新たな道路愛称名をご覧ください。初めに、猿若歌舞伎通りですが、区間は下の路線図左側の で示しております。申請の理由は、江戸末期から明治初期まで、沿道に猿若三座が並び、歌舞伎の中心地として栄えたことからでございます。

次に、ひつじみちですが、区間は下の路線図左側の でお示しております。申請の理由は、馬道通りと猿若町の間位置し、十二支の順に倣うと、ひつじであることからでございます。

最後に、石浜横綱通りですが、下の路線図右側の で示しております。申請の理由は、沿道の相撲部屋から横綱が誕生したからでございます。

項番2、周知についてです。愛称名標示板を設置するほか、広報たいとうや区ホームページなどで周知してまいります。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 すみません、これね、町会等からいわゆる申請が出されて、結局、区で選定委員会が何かで愛称名が決まるという流れでいいの。今までこの道路愛称名がついている、認定されたのはどのくらいあるのか。それだけちょっと教えて。

道路管理課長。

三宅哲郎 道路管理課長 今、委員長がおっしゃっていただいた、町会のほうからご申請をいただきまして、区が設置している審査会で審議した後に決定とさせていただいております。

また、今、道路愛称名としては54路線を認定しておりますので、こちら3つ加わりますと57路線になる予定となっております。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、無電柱化の推進について及び台東歩行者道（ペDESTリアンデッキ）連絡階段の補修について、土木課長、報告願います。

土木課長。

高杉孝治 土木課長 土木担当の報告事項2番、無電柱化の推進についてご説明いたします。

今回は、今年度の実施内容と来年度の予定についてご報告いたします。恐れ入りますが、資料22をご覧ください。

区道の無電柱化につきましては、令和2年3月に策定した台東区無電柱化推進計画に基づき取り組んでおり、令和2年度から事業実施しております。

項番1、事業箇所につきましては、資料に記載のとおり浅草一丁目の区道3路線及び谷中三丁目の1路線です。なお、谷中三丁目につきましては、施工中の交通処理や電力地上機器配置の検討に必要なため、推進計画における無電柱化検討路線を事業箇所に含んでございます。

項番2、今年度の主な取組です。（1）浅草一丁目です。今年度は、昨年度から引き続き関係者との協議や検討を実施いたしました。また、東京電力における支障移設工事及び本体工事を実施しております。主な課題といたしましては、工事施工時の交通規制、騒音、振動による沿道、周辺地域への影響でございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。（2）谷中三丁目です。こちらでは、当該路線で実施されているガス管の更新工事との調整、また、昨年度実施した試掘調査結果を踏まえた詳細設計を実施いたしました。主な課題といたしましては、浅草一丁目と同様の工事施工時の沿道、周辺地域への影響や試掘調査で判明した管理者不明の埋設管とケーブルの撤去でございます。また、施工中の通行止めによる迂回路及び沿道近隣駐車場への出入り方法等につきまして、交通管理者との協議、地域住民への十分な周知が必要となっております。

項番3、令和8年度の取組（予定）です。（1）浅草一丁目におきましては、引き続き支障移設と電線共同溝本体の工事を進めてまいります。（2）谷中三丁目におきましては、優先整備路線の電線共同溝本体工事に着手してまいります。

項番4、予算額（案）につきましては、資料記載のとおりでございます。なお、歳入につきましては、国庫補助金及び都補助金でございます。

本件についてのご報告は以上です。

続きまして、土木担当の報告事項3番、台東歩行者道連絡階段の補修についてご説明いたします。恐れ入ります、資料23をご覧ください。

項番1、目的です。台東歩行者道の連絡階段は架設後35年以上が経過しており、使用部材の腐食が進行していることから、利用者の安全を確保するため、部材に応じた補修を実施してまいります。

項番2、対象施設ですが、資料記載の赤色でL字型の箇所、台東歩行者道とJRの駅舎をつないでいるタクシー乗り場横の階段でございます。

項番3、現況ですが、主桁や床版の塗装が剥がれ、さび、腐食の発生、進行が確認されてお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。

項番4、令和8年度の補修内容につきましては、部材ごとに腐食箇所の補修を行い、全体的に塗装の塗り替えを実施いたします。詳細につきましては、資料記載のとおりでございます。

項番5、予算額(案)につきましては、資料記載のとおりでございます。

本件についてのご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、無電柱化の推進について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

青鹿公男 委員 すみません、要望で、無電柱化ってやはり防災の観点とか災害時を考えると、ぜひどんどん進めていただきたいんですが、無電柱化をするとトランスというのが地上に出るんですね。そのトランスが、結局結構落書きとかされていて、要望なんですが、これを多分東京電力とかああいうところとうまく調整して、ペイントできるとか、貼り紙できるとか、道案内ができるようなやつを貼れるように、今、結構いろいろなところで始めているので、そういうのを見かけるので、あの辺どんどん推進していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東歩行者道(ペDESTリアンデッキ)連絡階段の補修について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、魅力ある公園の整備及びさわやかトイレ整備について、公園課長、報告願います。

公園課長。

村松克尚 公園課長 それでは、魅力ある公園の整備及びさわやかトイレ整備について、令和8年度から3年間の整備計画をご報告いたします。資料24をご覧ください。

項番1、魅力ある公園の整備です。(1)再整備は、公園の安全確保に加え、新たな機能の追加や立地、利用実態を踏まえた整備を行うもので、対象の公園、主な計画内容と計画年度は資料に記載のとおりです。このうち、千束公園は債務負担工事として現在実施中の工事を継続して施工するものでございます。

(2)施設更新は、公園の安全確保、利便性向上のため老朽化した施設の改修などを行うもので、花川戸公園の二天門通り北側について、複合遊具などの更新を計画しております。資料の2ページをご覧ください。

項番2、さわやかトイレ整備です。こちら老朽化が進む公園トイレについて、区のさわやかトイレ整備方針などに沿いながら利用実態に応じた規模で整備を行うもので、対象の公園ト

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

イレと計画年度は資料に記載のとおりです。

項番3、予算額(案)、項番4、今後の予定につきましては、資料に記載のとおりです。

ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これをもちまして、産業建設委員会を閉会いたします。

午後 1時44分閉会